

令和7年（2025年）10月1日（水曜日）

第 2 号

令和7年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会会議録

第2号

令和7年(2025年)10月1日(水曜日)

花崎 勝 君

富原 亮 君

中司 哲雄 君

出席委員

委員長

太田 憲之 君

副委員長

広田 まゆみ 君

伊東 尚悟 君

木下 雅之 君

黒田 栄継 君

角田 一 君

鶴羽 芳代子 君

早坂 貴敏 君

鈴木 仁志 君

田中 勝一 君

海野 真樹 君

寺島 信寿 君

川澄 宗之介 君

鈴木 一磨 君

宮崎 アカネ 君

佐々木 大介 君

滝口 直人 君

浅野 貴博 君

佐藤 禎洋 君

清水 拓也 君

畠山 みのり 君

新沼 透 君

真下 紀子 君

赤根 広介 君

出席説明員

知 事 鈴木 直道 君

副 知 事 濱坂 真一 君

同 三橋 剛 君

同 加納 孝之 君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 坂本 隆哉 君

総務部職員監 飯田 滋 君

総務部危機管理監 高山 圭一 君

総務部
イノベーション推進監 天野 紀幸 君

財政局長 藤原 啓裕 君

危機対策局長 清水 章弘 君

海溝型地震対策
担当局長 上田 昌宏 君

原子力安全対策
担当局長 平田 健男 君

財政課長 神長 賢人 君

総合政策部長
兼地域振興監 中村 昌彦 君

総合政策部
グローバル戦略推進監 山田 哲史 君

総合政策部
交通企画監 斎藤 由彦 君

計画局長 石井 順一郎 君

航空港湾局長 藤嶋 泰道 君

【予算特別委員会 10月1日 第2号】

環境生活部長 谷内浩史君
 環境生活部
 アイヌ政策監 高見里佳君
 環境保全局長 阿部和之君
 自然環境局長 新井田順也君
 野生動物対策
 担当局長 三ツ木寛史君

保健福祉部長 古岡昇君
 保健福祉部
 子ども応援社会
 推進監 竹澤孝夫君

経済部長 水口伸生君
 経済部観光振興監 阿部正幸君
 経済部食産業振興監 後藤知佳子君
 経済部
 ゼロカーボン推進監 田中仁君
 経済部
 次世代社会戦略監 大矢邦博君
 経済企画局長 興水昌明君
 観光局長 佐々木敏君
 資源エネルギー局長 川畑千君
 観光事業担当局長 上野修司君
 新エネルギー
 担当局長 木村重成君

農政部長 鈴木賢一君
 農政部
 食の安全・みどりの
 農業推進監 山口和海君
 生産振興局長 花岡弘毅君

水産林務部長 岡嶋秀典君
 水産林務部
 森と海の未来づくり
 推進監 近藤将基君
 林務局長 加納剛君

建設部長 関俊一君
 建設部建築企画監 大野雄一君
 まちづくり局長 中尾英樹君
 住宅局長 芥川昌久君

会計管理者
 兼出納局長 清水目剛君

企業局長 松田尚子君

道立病院部長 東幸彦君

教育庁
 教育部長 猪口浩司君
 兼教育職員監

選挙管理委員会
 事務局長 笹森穰君

人事委員会
 事務局長 増田弘幸君

警察本部長 板東茂利君

労働委員会
 事務局長 岡本收司君

監査委員事務局長 楨信彦君

収用委員会
 事務局長 大槻悟君

議会事務局職員出席者

議事課参事 高橋究君
 議事課主幹 阿部厚次君
 同 増川真一君

議事課主査	土屋保真君	同	屋木文映君
同	梅尾哲矢君	同	石堂知基君
同	福士元啓君	同	丈六辰泰君
同	東優樹君	同	中村公彦君
同	相田恵君	同	成田礼造君
同	水口まち子君	同	川崎優史君
同	加藤邦彦君		

午前 10 時 開議

○太田憲之委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔土屋主査朗読〕

1. 分科正・副委員長について、

第1分科委員長に	浅野貴博	委員
同 副委員長に	宮崎アカネ	委員
第2分科委員長に	佐藤禎洋	委員
同 副委員長に	川澄宗之介	委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

1. 議長から、委員の異動について、林祐作議員の委員辞任を許可し、富原亮議員を委員に補充選任した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

木下雅之	委員
新沼透	委員

であります。

○太田憲之委員長 それでは、議案第1号ないし第3号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○太田憲之委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長浅野貴博君。

○浅野貴博第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月24日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、9月26日から、第1分科会各部所管に関わる令和7年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行

われ、9月30日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、ヒグマ対策、開発行為等、野生鳥獣対策、医療機関への経営支援、出産・育児への支援等などに関しましては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○太田憲之委員長 第2分科委員長佐藤禎洋君。

○佐藤禎洋第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月24日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、9月26日から、第2分科会各部所管に関わる令和7年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたり慎重かつ熱心な質疑が行われ、9月30日、川澄宗之介副委員長の御協力の下、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、宿泊税の使途、物価高騰対策、I R、経済対策などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

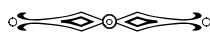
（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○太田憲之委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩



午後1時10分開議

○太田憲之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、滝口(直)委員の森林法における伐採届について、早坂委員の水資源保全条例については、木下委員の開発行為等違反事案への対応についてに組み入れること、なお、木下委員、清水(拓)委員の総括質疑保留事項は、佐々木委員が一括して質疑を行うこと、また、清水(拓)委員の泊発電所については取り下げること、広田委員の100年先の森を守る林地開発許可について、地域共生型新エネルギーの導入促進については、田中(勝)委員の開発行為等についてに組み入れること、畠山委員の泊原発事故時の避難体制については、鈴木(一)委員の泊原発再稼働についてに組み入れること、なお、宮崎委員、田中(勝)委員、川澄委員、畠山委員の総括質疑保留事項は、鈴木(一)委員が一括して質疑を行うこと、また、鈴木(一)委員の河川整備等については取り下げること、新沼委員のゼロカーボンについては、赤根委員の野生鳥獣対策についてに組み入れること、赤根委員の地方創生について、新沼委員の泊発電所3号機の再稼働については、赤根委員の防災・減災対策についてに組み入れること、なお、新沼委員の総括質疑保留事項は、赤根委員が一括して質疑を行うこと、また、赤根委員の医療政策について、交通政策について、新沼委員の太陽光発電・風力発電設備整備と景観について、林地開発行為等については取り下げること、海野委員の総括質疑保留事項は、寺島委員が一括して質疑を行うこと、真下委員の旅館業法における監査等については、同委員の宿泊税の徴税等についてに組み入れること、なお、同委員の出産・育児への支援等については取り下げる旨、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○**太田憲之委員長** これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

佐々木大介君。

○**佐々木大介委員** 自民党・道民会議の佐々木大介でございます。

それでは、清水(拓)委員、滝口(直)委員、木下委員、早坂委員の総括質疑保留事項を併せ、順次伺ってまいります。

初めに、ヒグマ対策に関し、総合的な射撃場の整備についてであります。

各部審査では、ヒグマの増加に伴う被害が拡大する一方で、ハンターの減少、高齢化が喫緊の課題となっていることから、ハンターの育成確保に向けて、狩猟の知識や技術向上などが可能な研修機能を備えた総合的な射撃場施設の整備を求めましたが、道内の射撃場の実態調査を行い、現在、確認・集計作業を進めており、今後、関係者との意見交換を行うとの答弁にとどまっています。

調査結果を踏まえ、早急に射撃場の整備に向けた具体的な検討を進めることが必要と考えますが、改めて知事の見解を伺います。

○**太田憲之委員長** 知事鈴木直道君。

○**鈴木知事** 捕獲従事者の確保育成についてであります。道内では、今年度、既にヒグマによ

る人身事故が4件発生するなど、人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっており、捕獲体制の強化が極めて重要であります。

このため、道では、捕獲従事者の確保や育成環境の充実に向けて、射撃場の実態調査を進めるとともに、今後、施設を直接訪問し、利用状況の確認や運営上の課題等を把握するほか、市町村や猟友会の方々などと、狩猟免許の取得に向けた課題や訓練環境の確保に加え、捕獲技術の向上に関する課題といった、地域が必要とする方策について意見交換を行うこととしております。

道としては、こうした取組に加え、他都府県の人材育成の取組状況や、射撃場の活用状況を確認するとともに、有識者の方々の御意見も伺いながら、全国的にも厳しい状況にある本道の現状を踏まえ、道民の皆様に早く安心していただけるよう、捕獲従事者の確保育成に向けた総合的な対策を検討してまいります。

○佐々木大介委員 改めて、知事からは、引き続き検討していくというお答えをいただきました。

今、お答えにもありましたとおり、道内の状況を見ても、これだけヒグマの人身被害、また、注意報、警報の発令といった状況にあります。やはり、北海道としても、しっかりとヒグマ対策や捕獲体制の強化に取り組んでいくことが必要だというふうに思いますし、その中では、もちろん、制度改正や計画の策定、見直しも必要だというふうに思いますが、何よりも、住民の安全を守るためには、現場で対応いただくハンターの皆さんの技術継承や今後の確保育成が大事だというふうに思っております。そういった点も含めて、引き続き、射撃場の整備も含めて、ハンターの育成確保の環境整備に向けた検討を進めていただきますよう求めておきます。

次に、緊急銃猟への対応についてであります。

依然として、ヒグマの出没情報が道内各地で相次ぎ、市街地周辺で人身事故が発生した札幌市西区にヒグマ警報が発令されているほか、7市町村でヒグマ注意報が発令されており、住民生活にも大きな影響を与えています。緊急銃猟の制度がスタートして1か月がたち、道外では、既に緊急銃猟の実施判断をした自治体も出ており、道内でも、こうした判断を要する事態が、いつ、どこで起きても不思議のない状況にあります。

各部審査では、ハンターが負傷した際には市町村が加入する保険により補償することとなっていることから、緊急銃猟の業務に当たるハンターの身分保障について伺いましたが、国に検討を求めているということでありました。

ハンターの方々の不安に 대응するためにも、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の制度を参考に、非常勤の地方公務員として位置づけをし、公務災害の対象となるよう、一日も早く必要な法整備を行うことが不可欠と考えます。

緊急銃猟が円滑に実施されるよう、国に対し、具体的な検討を進めていくべきというふうに考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 捕獲従事者の身分保障についてであります。緊急銃猟の円滑な実施には、捕獲従事者の方々が不安なく対応できることが重要であり、道では、先月、国に対して、捕獲時のけが

への補償など、身分保障について検討を行うよう要望したところでございます。

こうした中、緊急銃猟の実施体制の構築に向けて、環境省の来年度予算の概算要求に、市町村が緊急銃猟を実施する際に捕獲従事者を配置するための事業が新たに盛り込まれたところでございます。

道としては、国の動向を踏まえつつ、本道の実情を伝えながら、捕獲従事者の行為への公務災害の適用など制度の充実を要望していくとともに、関係機関と訓練を積み重ね、共通の認識を持ちながら、緊急銃猟の円滑な実施に向け、安心して捕獲活動を行える体制づくりに取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 引き続き、公務災害の適用も含めて、ハンターの身分保障に向けて取り組んでいくということであります。また、この身分保障と合わせて、その実行には、これから緊急銃猟を行うとなった場合に、その現場ごとに様々な課題が出てくると思います。こういった点は、これからの市町村との訓練なども通じながら、一つ一つの課題の改善に向けても、しっかりと道として取り組んでいただくことを求めています。

次に、在留外国人の国民健康保険加入に関し、まず、その課題認識について伺います。

各部審査では、外国人は、前年所得の把握や確定申告等が行われておらず、所得情報がないケースなど適正な所得把握が難しいこと、保険料の未納率が高いこと、また、入国目的を偽って在留資格を取得し保険給付を受けるといった制度の趣旨に反する利用が可能である点など、現制度の課題が浮き彫りになりました。

地方での人手不足や外国人観光客の増加などに伴い、道内で、就労、実習を受ける外国人が増加をする中で、外国人の方々が、相互扶助の制度に基づき運営される国民健康保険制度を適正に利用していただくことが何より重要と考えているところです。

改めて、外国人の国民健康保険加入に係る知事の課題認識について伺います。

○鈴木知事 外国人の国民健康保険への加入についてであります。国民健康保険は、日本人のほか、住民基本台帳に登録がなされる、在留期間が3か月を超える外国人を原則として被保険者とし、保険料を納めながら、ひとしく保険給付を受けていただく制度でございます。

国においては、医療目的を隠して在留資格を取得して国保に加入し、高額な医療を受けている実態がある、保険料収納率が低いなど、十分に負担をしていないなどの指摘が一部からあることを課題として示しているところでございます。

道としては、社会保険制度の適切な利用が図られることが重要と認識をしております。

○佐々木大介委員 この在留外国人の国民健康保険の加入については、先般、9月に倶知安・ニセコ地域で意見交換を行った際に、各市町村や関係者からお話を聞いたところでもあります。

今、北海道内、リゾートも含めて、外国人の様々な移動が多い中で、国保の納付率が低い状況にあるというような課題をいただきまして、各部審査におきまして、道内の在留外国人の保険料納付率について問うたところでありましたけれども、その状況は把握できないといった回答でありまして、その未納への対応についても、道としては、納付の勧奨や研修会の実施、収納率向

上アドバイザー派遣等を進めるという回答でありました。

ただ、そもそも外国人の場合、日本を出国してしまうと所在把握は困難となり、保険料の請求ができなくなるといった根本的な課題もあり、一部地域では、こういった未納の積み上がりや、負担と給付の不透明さが既存住民の懸念や不安を招いているというふうな声も聞かれています。

道として、道内在留外国人の保険料の納付状況や医療給付の実態把握を進めていくべきというふうに考えますけれども、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 保険料の収納状況等の把握についてであります。外国人の方々の国民健康保険料の収納状況等については、現状、全国的な実態把握ができていないことから、国では、来年度、全ての市町村において、外国人の国民健康保険料の収納情報等を把握することができるようシステム改修を行った上で、全国的な実態調査を行うこととしているところでございます。

○佐々木大介委員 今、来年度から、国におけるシステム改修の中で全国的な実態調査を行っていくというお答えでありましたけれども、次に、国への要望についてであります。

道内は、リゾート観光など季節によって雇用状況が変化することも多いことから、季節による雇用流動性が高く、外国人の国民健康保険の加入や収納を市町村事務とすることには限界があるのではないかと考えています。

各部審査では、国に対して、外国人の社会保険制度の適正な利用に向けて、保険料の未納等を防止するために必要な要望を行ってまいるという回答をいただきましたが、保険料の未納防止はもとより、外国人の国民健康保険加入については、被保険者の支え合いで成り立っているという観点から、制度の信頼性を確保し、必要な取組を国に求めていくべきというふうに考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 国への要望等についてであります。我が国の医療保険制度は、適正な在留資格を有し、加入要件を満たしている場合には、外国人も原則として適用対象としております。

こうした中、国では、いわゆる骨太方針2025において、外国人の税、社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払い情報の連携による在留審査への有効活用のほか、外国人の保険適用の在り方等の検討を行うこととしております。

これらの課題については、道といたしましても、国に対し、この8月に、外国人の受入れと共生社会の実現に向けた要望を行ったところであり、今後とも、国の施策動向などを踏まえ、必要な要望を行うなど、道民の皆様と外国人の方々が安全、安心に暮らすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 今、国への要望についてもお答えをいただきました。

今回、国民健康保険の課題については知事と共有できたのかなというふうに思っているところでもありますけれども、この国民健康保険というのが外国人も対象となっておりまして、在留外国人の中で3か月以上滞在する方は、基本的に、国保もしくは健康保険に加入するという形になっているのです。この制度ができたときというのは、今のようにこれほど外国人の流動性もない中で、やっぱり、一定程度の期間、日本に在住するという前提でこの保険が成り立っているとい

うふうに考えています。こういった形で、これは相互扶助の中身ですから、数か月、1年、保険料を払っただけで同じ保険給付を受けられるというのは、公平性の観点からもどうなのかなというふうに思いますし、やはり、国民健康保険にも、今のこういう在留要件の緩和だとか国の情勢に合わせて、制度のアップデートも必要なだろうというふうに思います。

そういった点については、これから市町村等の声も聞きながら、北海道も国民健康保険の運営の主体でありますので、ぜひ、北海道としても国にしっかりと地域の声を上げていていただきたいというふうに思うところです。

次に、宿泊税の使途に関し、一般財源による事業とのすみ分けについて伺います。

今年度の観光振興関連予算は、当初予算で全庁合わせて約21億円となっておりますが、中には、宿泊税を充当して取り組む事業と重なる事業も少なくないと考えられるところであり、財源の選択や配分をどう整理していくのかが問われています。

各部審査においては、宿泊税による事業と一般財源による事業とのすみ分けについて、必ずしも明確な考え方が示されていないと受け止めているところです。

令和6年第1回定例会予算特別委員会における知事総括質疑において、宿泊税については、一般財源との関係も含め、新税の位置づけや使途などについて改めて整理を行うとの答弁がありました。まさにその整理こそが、これからの来年度予算の検討が本格化する今の段階で求められているというふうに考えます。

道として、宿泊税による事業と一般財源による事業とのすみ分けについてどのように整理をされているのか、この点、知事に見解を伺います。

○鈴木知事 財源による事業のすみ分けについてであります。道では、高度化、多様化する観光客のニーズの変化や、オーバーツーリズムなどといった新たな行政課題がある中で、昨年度策定した新税の考え方においてお示しをした、道宿泊税の使途を検討する際の基本となる考え方に沿った観光振興施策については、優先的に宿泊税財源の充当を検討するものと考えています。

一方、宿泊者の受益と負担の関係で関連性が薄い取組や、他の基金を活用している取組、さらには、宿泊者の方々を主な対象とせず、道民一般の皆様を対象とした取組などについては、その他の財源によるものと考えております。

税財源とその他の財源の違いによる観光振興施策のすみ分けについては、施策の必要性を念頭に置きながら、こうした考えの下で、今般、基本的な考え方の骨子でお示した宿泊税による取組に加え、その他の財源による観光施策の取組により、相乗効果が得られるよう総合的に検討してまいります。

○佐々木大介委員 今、それぞれの財源の今後の検討の中身については理解をしたところでもありますけれども、来年度以降の予算編成において、この宿泊税がどのように道の観光振興やこれを負担する宿泊者の受益に結びつくのか、しっかりとした根拠等の説明を行っていくことが、執行部、そして、私たち道議会の責任であるというふうに感じております。その財源のすみ分けを整理しながら、やっぱり、実効性ある施策を展開していただくよう求めておきます。

次に、基金について伺います。

宿泊税基金における危機対応積み上げ分について、各部審査においては、不測の事態への機動的な対応や、税収の急減時における安定的な施策のための財源として備えることを念頭に検討するとの答弁がありました。

しかしながら、これまで、道は、新型コロナウイルスの拡大や自然災害など、まさに不測の事態に際しても、一般財源や国費の活用により必要な施策を講じてきたというふうに認識をしております。

危機への対応は、本道の財政全体や国の制度を活用して行うべきものであり、宿泊税基金の中であえて別枠で積み上げることには大きな疑問を感じます。観光振興のための宿泊税である以上、その財源は、本道観光の振興や魅力向上にしっかりと活用されるべきであり、危機対応積み上げ分を設けることによって本来の目的に充てるべき財源がそがれることは、本末転倒ではないかというふうに考えます。

改めて、知事として、この危機対応積み上げ分を設ける必要性についてどのように考えているのか、見解を伺います。

○鈴木知事 危機対応のための積み上げについてであります。道としては、有識者懇談会での御議論や、地域説明会における御意見などを踏まえ、突発的な自然災害や感染症など、発災時には様々な産業に影響が及ぶと想定される中、観光についても、需要消失など大きな影響を与える危機事案に関し、観光客の安全確保のための対応、正確な情報発信による風評被害対策、被害の最小化に向けた対策などの観光危機対策を緊急的かつ的確に実施していくことが重要と認識をしております。

こうした認識の下、道では、過去の対応事例なども踏まえ、災害等の不測の事態への機動的対応や、税収の急減時における安定的な施策のための財源として備えることなどを念頭に、今後、道議会での御議論をはじめ、市町村や事業者の方々など関係の皆様御意見も伺いながら、積み上げの是非や金額、取崩しなどの在り方について検討を進めてまいります。

○佐々木大介委員 改めて、この基金、危機対応分についてお答えをいただいたところですが、引き続き、積み上げの是非やその金額、取崩し方については検討を進めていくということでありませう。

私たちも、この議論をした中で、なぜ観光だけ基金の積み上げがあって備えるのだと。もちろん、新型コロナウイルス感染症、胆振東部地震等、これまでの災害や感染症の経験を踏まえて、やはり、観光業、飲食業が大きな影響を受けたという経験は私たちも十分理解するところでもありますけれども、質問にもあるとおり、これらの危機対応については、これまで一般財源や国費を使ってきたというところであって、なぜ観光振興だけ、この宿泊税を設けたからといって緊急時の基金積み上げをするのか、この点については、まだ判然としないなというところではありますので、こういった点も含めて、しっかりと今後の検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、統合型リゾート、いわゆるIRについて伺います。

先日の我が会派の代表質問に対し、知事からは、令和元年度に策定した、I Rに関する基本的な考え方を改定する旨の表明があり、その後、各部審査で、今後の進め方などについて質疑を行ってまいりました。

道からは、市町村意向調査の結果として、I R整備に関心を示す団体からは積極的に推進してほしいとの意見がある一方で、ギャンブル等依存症やオーバーツーリズムといった懸念に配慮を求める意見も多く見られるなど、幅広い観点から御意見をいただいたとの答弁がありました。あわせて、今後の国の動向なども注視しつつ、市町村や経済団体などの関係者からの御意見を伺いながら、必要な検討を進めていくとの答弁もあったところであります。

しかしながら、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、まずは、I Rに関する基本的な考え方を改定するとしながらも、その改定時期や今後の進め方については明確な答弁がありませんでした。

I Rについては、期待と懸念の両面について幅広い観点から議論していくことが重要であり、そのためには、まず、道の考え方を早期に示していく必要があると考えます。I Rに関する基本的な考え方の改定をどのように進める考えなのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 I Rに係る今後の進め方についてであります。コロナ禍後の観光やM I C Eの需要が拡大する一方で、オンラインカジノといった新たな問題の顕在化など、I Rを取り巻く様々な環境が変化する中、道では、先般の市町村意向調査で示された幅広い意見なども踏まえ、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、今般、I Rに関する基本的な考え方を改定することといたしました。

道としては、I Rの経済効果の明確化はもとより、施設の機能や規模の在り方、継続的な事業運営に向けた課題、さらには、依存症対策など、メリット、デメリットの両面から論点を整理した基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示しし、道議会での御議論はもとより、市町村や経済団体など関係者の皆様から様々な御意見をいただきながら検討していく中で、国に対しても必要な要望などを行い、北海道らしいI Rの検討を着実に進めてまいります。

○佐々木大介委員 今、知事から、基本的な考え方の骨子を次期定例会に示していくということでありましたので、引き続き、道議会でも、道から示されたその考え方に基づき、議論を進めていきたいというふうに思います。

次に、再生可能エネルギーに関し、洋上風力発電について伺います。

再生可能エネルギーのポテンシャルが極めて高い北海道においては、今後、洋上風力発電の導入拡大が大いに見込まれております。洋上風力は、産業の裾野が広く、経済波及効果を地元だけではなく全道へ広げていく必要があります。

このため、風車メーカーの誘致はもとより、道内におけるサプライチェーンの構築が不可欠であり、道が中心的な役割を果たし、関係者が一体となってこの大型プロジェクトに対応していくことが求められます。

また、各部審査においては、サプライチェーンの形成をはじめ、洋上風力産業を支える人材の

確保育成の取組を全道的に進めていくため、今後、道や関係機関、事業者がより連携して対応できるよう取組を進めるとの答弁があったところであります。

こうした状況を踏まえ、本道において大きな期待が寄せられる洋上風力産業の推進について、知事として今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。洋上風力プロジェクトは、投資規模が大きく、その製造から設置、保守点検まで、事業期間も長いため、幅広い産業へ長期にわたり波及効果が期待される一方で、プロジェクトを実行する事業者の方々が、収支などの変動リスクに対応し、事業を完遂できる環境づくりが必要であります。

このため、道としては、国が進める洋上風力に関する公募制度の見直しなど、国の事業環境整備の検討状況を注視し、道内のプロジェクトへの影響を低減するため、国への要望を行うほか、サプライチェーンの形成を目指して風車の製造拠点の誘致を進めるとともに、道内事業者の方々の産業を広く促進するため、今後、行政機関や経済団体など、道内の関係者の皆様への情報共有や連携促進を図る協議会を立ち上げてまいります。

道としては、洋上風力の導入拡大による経済波及効果を広く道内に波及させるため、全道の関係者が一体となって、各般の取組をより一層推進してまいります。

○佐々木大介委員 この洋上風力発電については、先般、秋田県、そして千葉県沖での事業の撤退が表明されたところでもありますけれども、ある意味で、今、この再生可能エネルギーというものの自体が、メガソーラーも含めて、やはり、地域との共生や地元産業とどういうふう結びつくのか、地域の発展にどうやってつながっていくのか、こういった点も見直されているところでもあります。このタイミングというのは、今、公募プロセスの見直しが検討されているところでもありますから、今後、2海域の公募が行われるとしても、そういった中で、しっかりと北海道の産業にもつながるという形で、やはり、再生可能エネルギーを推進していくことが重要でもありますし、こういった時間もできたというふうに思っております。

ぜひとも、こういった時間をしっかりと有効に使っていただいて、北海道としての洋上風力のサプライチェーンの構築に向けて、引き続き、取組を進めていただければというふうに思います。

次に、地域との共生について伺います。

道は、ゼロカーボン北海道の実現に向け、洋上風力をはじめ、太陽光など再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいます。各部審査でも議論させていただきましたが、地域との共生を欠いた再生可能エネルギーの推進は、決して本道の将来のためにならないというふうに考えるところです。

本道の豊かな自然を守ってこそその再生可能エネルギーであり、地域との共生は不可欠というふうに考えます。再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域における自然環境への懸念などの声を真摯に受け止めながら、アンケート調査を実施するなど、市町村の意向をしっかりと把握することが重要であるというふうに考えます。

あわせて、事業者に対しても、地域との共生の重要性を改めて道として強く発信していく必要があるというふうに考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 再エネの導入への対応についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識をしています。

道としては、良質な再エネ投資の促進には、税制優遇や立地補助金など道の支援制度を活用する一方で、違法な開発行為には、法令の中でできることを徹底して行うこととし、厳正な運用に向けた手続の見直しを早急に進めてきたところでございます。

こうした課題に対し、国は、関係省庁で連絡会議を開催し、議論を始めたことから、道としては、国の動きを注視するとともに、道独自の取組として、市町村の考えを把握する調査を実施しながら、再エネをはじめ、関連投資に関し、関係法令はもとより、例えば、自然環境や景観、防災など、地域との共生を盛り込んだ、道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信することで、関係者の方々に対し、その遵守を求めてまいります。

道としては、今後とも、国に対し、必要な対応を働きかけるとともに、こうした取組を通じ、経済と環境の好循環の実現を目指してまいります。

○佐々木大介委員 この点については、北海道としても、これまで、ゼロカーボン北海道を掲げながら再生可能エネルギーの普及に向けて取り組んできたという一面もあります。こういった点も含めて、やっぱり、この地域共生は、地元の声、地元の理解をしっかりと図っていくことが重要であるというふうに思います。これから、市町村からの意見をしっかりと聞きながら、新たにその考え方を策定して周知していくということでもありますので、この点は、しっかりと地域の声を受け止めながら取り組んでいただき、北海道として正しい発信をしていただきたいというふうに思います。

最後に、開発行為等違反事案への対応についてであります。

各部審査においては、違法な開発行為を抑止するためには、まず、違反事案を早期に把握することが極めて重要であるとの認識が示されました。そのために、関係部局間での情報共有を徹底するとともに、ドローンの活用や市町村と連携した速やかな現地調査の対応について検討を進めているとのことでもあります。

釧路湿原周辺地域での太陽光発電事業については、倶知安町での事案を踏まえ、道と市町村が連携して調査を行った結果、違反が発覚したものというふうに伺っております。こうした事例は、関係部局や市町村が一体となって対応することの有効性を示したものであり、今後は、恒常的にこのような連携体制を構築し、違反の未然防止に努めることが不可欠というふうに考えます。

さらに、現在、道においては、悪質な事業者に対し、より迅速で実効性の高い対応を図るため、水資源保全条例や都市計画法などに基づく手続の見直しを進めておりますが、各部審査においては、その完了時期は明確には示されませんでした。これらの見直しを早急に完了し、その内

容を広く事業者や道民の方々に強く発信し、厳しく対応していく道の姿勢を示すことが、違反の抑止に大きく寄与するものと考えます。

違法な開発行為を早期に把握し、未然に防止していくために、道としてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 違法な開発行為への対応についてであります。道では、土地の取得から林地開発、土地の造成や建築まで、関連する法令等の運用の見直しを図ることとし、水資源保全条例については、悪質なケースは一つの事案だけでも勧告、公表の手段に進めるよう、今定例会閉会后、速やかにプロセスを見直すほか、森林法や都市計画法等については、監督処分や現地確認など、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう、有識者の御意見を踏まえ、年内のできるだけ早い時期に見直しを行います。

さらに、開発行為の各段階において、関係部局間、振興局と市町村との連携を常に図りながら、違反事案の早期把握や悪質な事業者への対応を徹底するとともに、こうした事案の抑止に向けた道の考え方や法令の運用等について広く発信することにより、自然や景観など本道の貴重な資源を将来に引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ、今、時期についても明言をいただきまして、条例または森林法や都市計画法の手段については、条例は今定例会閉会后、また、森林法、都市計画法は年内のできるだけ早い時期に見直していくというお答えをいただきました。

やはり、こういったプロセスの見直しをしっかりと早急に進めながら、こういった悪徳な業者の事案等を公表するなり、しっかりと監督できるような体制を整えていくということが、まず、未然防止には大変重要だというふうに思いますので、引き続き、この手段の見直しを進めていただきますよう知事に申し上げまして、私の質問を終わります。

○太田憲之委員長 以上で佐々木委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従い、田中(勝)委員、宮崎委員、畠山委員、川澄委員、広田委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいります。

まず、開発行為等について、違法な開発行為等への対応体制について伺います。

今年6月、倶知安町で、許可なしに森林が大規模に伐採され、建物が建設されていたことが発覚し、事業者は、森林法、建築基準法、北海道水資源保全条例などに違反していたことが判明しました。また、釧路湿原では、違法な太陽光発電工事等も判明しました。

しかし、様々な法令にまたがる事案であり、各部の連携では対応に限界があります。罰則がなかったり悪質なケースも多いため、特別な専門部署を設けて一括対応すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○太田憲之委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 違法な開発行為への対応についてであります。悪質な事案に速やかに対応するた

めには、法令等を所管する各部局の横の連携とともに、現地の状況を把握しやすく、住民に身近な市町村と振興局、本庁の縦の連携の両方を図ることが重要であります。

このため、道としては、庁内関係部局間での円滑な情報共有を図り、事案を覚知した後、より迅速で実効性の高い指導が行えるよう、手続の見直しを進めるとともに、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、法令等の運用に関して市町村や関係部局間の連携を強化し、事案の早期把握と的確な対応につなげていくことにより、同様な事案の今後の抑止に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 例えば、森林法に基づく林地開発許可など、法令に違反した場合の企業名公表などについて、道は、国に対し、監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう要望しているとのことでしたが、本来は自治事務であり、道として主体的な対応が必要と考えます。

事業者の不利益につながることは公表できないとする道の見解を承知しつつも、地方自治法に基づけば、地方公共団体が第一に優先すべきは住民福祉の向上であり、本道の価値である自然環境が損なわれる事案の通報制度や情報開示の在り方などについて、包括的な検討が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 企業名の公表などについてであります。道が保有する情報の公開は、道民の皆様の知る権利に応え、道政活動を説明する責任を果たすため、重要なものと認識しておりますが、法人等の事業運営上の地位などが不当に損なわれないよう、客観的な判断が必要と考えています。

こうした中、本年5月に、監督処分に従わない場合、地番等を公表できるよう森林法が改正され、現在、国において公表内容などの検討が行われており、道では、より抑止力を高めるため、氏名等の公表について国に要望しているところでございます。

また、違法な林地開発行為が疑われる通報があった場合には、所管部局で調査を行い、必要な措置を取ることとしており、違反行為に対し、市町村と連携しながら、より迅速かつ実効性の高い体系的な指導に向け、道の運用手続の見直しを進めるなど、本道の豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 道は、再エネの導入と事業規律の両面での取組強化に向け検討しているという見解を示しているにもかかわらず、道独自の自然環境を守る地域共生型のエネルギー推進のためのルールづくりにおいては、国の動向を見るという対応しか表明していません。

本道の森林や自然環境を守るという強い意思表示を知事自らが発信すべきと考えますが、本道の価値をどのように捉え、どのように守るのかも含めて、所見を伺います。

また、国の動きをまつまでもなく、それをリードする気概を持って、地域共生型の再エネの促進と自然環境保全の両面での取組を強化する、道独自の条例制定などに向けて検討するよう指示すべきと考えますが、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 再エネの導入への対応についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和など、地域と共生した事業が適切に実施

されることが重要と認識しています。

道としては、良質な再エネ投資の促進には、税制優遇や立地補助金など道の支援制度を活用する一方で、違法な開発行為には、法令の中でできることを徹底して行うこととし、関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しも早急に進めているところでございます。

今後は、こうした取組に加え、道独自の取組として、本道の豊かな環境を後世に残していくため、再エネをはじめ、関連投資に関し、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信することで、関係者の方々に対し、その遵守を求めるなど、経済と環境の好循環の実現に向け、取組を進めてまいります。

○鈴木一磨委員 知事、法令を守ることは当然のことなのですよ。例えば、法規制がかからない小規模開発行為において、実際には現地での開発行為が広範に行われていたなど、法の網目を抜ける問題行為についてどう規制するのかということを知っています。

例えば、道の水資源保全条例を全道適用するとか、現行制度において横出し、あるいは上乗せで規制の枠を広げるとか、新規に条例化するなど、知事として本道の自然環境を守るためにどう対策を講じるのか、改めて伺います。

○鈴木知事 道の考え方などについてでございますけれども、道では、関係法令の遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施をされ、良質な投資を促進する環境と経済の好循環につなげていくことが重要との基本的考えの下、道独自の取組といたしましては、市町村の考えを把握する調査を実施しながら、再エネをはじめ、関連投資に関し、関係法令はもとより、例えば、自然環境や景観、防災など、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信し、その遵守を求めてまいる考えでございます。

○鈴木一磨委員 今、答弁におきまして、自然共生の道の考え方を新たに策定するとありましたけれども、その方向性や考えについて伺うとともに、スケジュールについても伺います。

また、その考えの中に、例えば、窓口の一元化は設定されないのでしょうか。道民にとって、どこに苦情の申出や問合せをしてよいか、適用法によって対応がたらい回しになることも回避すべきだと考えます。違法件数が増えていることにも鑑み、対策強化につなげるためにも通報窓口などを一括管理すべきと考えますが、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 道としての考え方などについてでありますけれども、再エネをはじめ、関連投資に関し、関係法令はもとより、道としては、例えば、自然環境や景観、防災など、地域との共生、これを盛り込んだ道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信して、その遵守を求めてまいります。

また、市町村や関係部局間の連携を強化し、事案の早期把握と的確な対応につなげていくことに加えて、本庁や各振興局の再エネに関する相談窓口、こちらにおいてワンストップで住民の皆様や事業者の方々からの様々な御相談に対応するとともに、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名を公表できるように国にも要望しているところでございます。

○鈴木一磨委員 知事の強い思いや発信がないと悪質な事業は減らないと思います。これ以上、

自然破壊に一方的につながらないように、再発防止にしっかりと取り組んでいただくことを指摘いたします。

次に、地域医療の確保について伺います。

過疎地域を中心に、医師や看護師が確保できないとの声が増えています。医師は医育大学からの派遣では限界があり、看護師も減少すると、施設基準等に伴う診療報酬減額など病院経営に影響を及ぼします。医療資源の少ない地域は、医療従事者や医療機関が少ないため、機能分化も困難であり、施設基準の緩和など、その特性に配慮した診療報酬上の評価は行っているものの、人材の確保は医療体制確立の重要な課題であります。

医療人材の確保について、例えば、3次圏域単位での包括的な人材確保や、人事交流により人材の定着を図るなど、広域の特色を有する道として新たな視点で取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 医療従事者の確保についてであります。広域分散で医療資源の偏在が著しい本道においては、医師や看護師など医療従事者の地域偏在が課題であることから、道では、これまで、子どもたちが、将来、医療職を志向できるよう、医療体験や「ふれあい看護体験」事業を実施するとともに、学生に対しては、卒後の一定期間、地域勤務することを返還免除の条件とする修学資金貸付制度の運用などに取り組んでまいりました。

また、地方・地域センター病院が周辺圏域の医療機関に対して行う医療従事者の派遣や、圏域全体の医療機能の向上を図るための研修会の開催などに支援を行っているところでございます。

道としては、今年度中に一定の取りまとめを行うとされている医師偏在の是正に向けたガイドラインなど、国の動向を注視するとともに、道の医療従事者確保施策の不断の見直しに努めながら、道医師会や看護協会等の関係団体とも密接に連携し、地域医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 次に、物価高騰対策について伺います。

物価やエネルギー価格の高騰が長期化し、家計や事業経営の疲弊が積み重なっています。政治情勢で国による物価高騰対策がすぐ進まない状況にある場合、道が代わりに生活者や事業者を物価高騰から守らなければならないと考えます。

銘柄米をはじめ、食料品価格なども全体的に高止まりしており、これまで道が実施してきた緊急経済対策の対象外の方々への支援等、直ちに、時限的にでも道として独自の物価高騰対策を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 物価高への対応についてであります。道では、これまで、物価高緊急経済対策を策定し、物価高の影響を受け、厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々に対し、LPガスや特別高圧電力の料金負担の軽減、子育て世帯の方々に対するお米券、牛乳券の支給、中小企業のデジタル技術導入への補助など、物価高対策における国や道、市町村の役割を意識しながら支援を実施してきたところでございます。

また、その後においても、生活に困窮するの方々への相談対応、生活福祉資金の周知のほか、市

町村が実施するいわゆる福祉灯油事業への支援や、中小企業の経営基盤の強化など、既存施策を最大限活用した取組を推進しています。

道としては、引き続き、この秋の国の補正予算の動向を注視しつつ、これまで実施してきた取組の効果検証を進め、地域の皆様や事業者の方々の実情やニーズ等を踏まえながら、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

○鈴木一磨委員 今の答弁は、これまでの緊急経済対策や既存の事業を羅列した答弁にすぎないと思います。これで、家計や事業経営で今本当に苦しんでいる方や困っている方が救われていると言えるのでしょうか。これまでの道の緊急経済対策においても、例えば、年金生活者や子どものいない中間層など、支援対象から外れている方も多いのが実情です。

改めて、長期化する物価高騰で道民や事業者はどのような状況に今置かれているのか、知事の認識を伺うとともに、これまでの取組の効果検証を進めているということですが、どのような視点で、どのように行われ、いつ結果が開示されるのか、伺います。

また、知事として、国による物価高騰対策が今遅れている中で、道で緊急的に独自の対策を行わなくてもよいと判断する根拠や考えについて伺うとともに、国にどのように要望等をするのか、併せて伺います。

○鈴木知事 物価高への対応についてでありますけれども、本道では、長引く物価高により、道民の皆様、事業者の方々は厳しい状況に直面していると認識をしております。

道としては、国に対し、これまでも長引く物価高の影響緩和策について繰り返し要望を行ってきており、引き続き、経済情勢の把握や国の補正予算などの動向の情報収集に努めるということとともに、これまで実施してきた取組の効果検証を進めて、地域の皆様や事業者の方々の実情やニーズなどを踏まえながら、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

次に、効果の検証についてでございますけれども、道では、これまで実施をしてきた事業の利用状況や利用者の反応のほか、経済団体や労働団体などからの要請、市町村や企業の方々などへのヒアリングなど、幅広い立場の皆様からの御意見をお聞きして支援策を検討し、議会での御議論をいただきながら経済対策を策定してきたところでございます。

道としては、引き続き、本年1月に策定した物価高緊急経済対策について効果検証を進め、経済対策推進本部を通じて庁内関係部が情報を共有するとともに、議会にも御説明を行い、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

国への要望については、引き続き、国の補正予算の動向などを注視しつつ、先ほど申し上げたこれまで実施してきた取組の効果検証を進めて、地域の皆様、事業者の方々の実情やニーズを踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えています。

○鈴木一磨委員 実は、我が会派では、物価高騰対策については、同じ支援を繰り返すばかりじゃなくて、多角的に検証して、いろいろと取りこぼしのないように進めていただきたいという要望をこれまでもずっと上げてきているのですよ。そのことについて、やはり、道としても、知事としても、この地域実情やニーズの把握についてしっかり努められて、的確な物価高騰対策に努

められるよう指摘をいたします。

続いて、宿泊税について伺います。

各部審査では、宿泊税の用途についてたどりましたが、多くの道民や道外客、インバウンドの方々に税負担をお願いすることになるものの、その目的や徴収による受益について十分に伝わっているとは言えない状況と考えます。

来年4月施行までの残された期間において、用途の明確化や説明、税導入に伴う事業者のシステム改修支援など、どのようなスケジュールで税制度を導入するのか伺うとともに、税の負担により、北海道の観光がどのように変わり、道民の暮らし向上にどうつながるのか、知事自らの発信による明確なメッセージが必要とも考えますが、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 宿泊税の目的等の周知についてであります。宿泊税の円滑な導入に向け、道民の皆様をはじめ、事業者の方々など、幅広い関係者の皆様の御理解を得ることが重要であることから、道では、この間、SNSの活用をはじめ、道内の宿泊施設や空港、JR主要駅などにおける広告の掲出、さらには、デジタルサイネージを活用した動画の配信等に加え、私の記者会見でも取り上げるなど、幅広い手法により効果的な周知、広報に取り組んでまいりましたほか、特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々に対し、税導入に伴う負担軽減策としてシステム改修支援を実施しているところでございます。

また、今定例会には、観光のくにつくり行動計画や、宿泊税の用途についての骨子をお示したところであり、道が目指す令和8年4月の導入に向け、今後の周知広報においては、税の用途や見込まれる成果なども盛り込み、観光振興と地域経済活性化の好循環など、宿泊税導入による効果についても積極的に発信をしてまいります。

○鈴木一磨委員 宿泊税導入事業において、例えば、地域木材や地元食材を活用するなど、観光に縁遠い市町村にも暮らしの向上につながるよう配慮すること、また、知事自ら税の在り方や活用等についても今後もしっかりと発信するよう指摘をいたします。

次に、宿泊税の予算執行等について伺います。

道内に無限にある観光資源をどのように生かし、観光の高付加価値化にどのようにつなげていくのが明確ではありませんでした。アドベンチャートラベルの推進、地域資源を生かしたコンテンツの充実、新たなツーリズムの開拓などに言及していますが、今後、道内の観光資源の発掘や磨き上げを、全庁を挙げてどのように取り組もうとしているのか、所見を伺います。

また、先日、北海道観光機構を含めた宿泊事業者団体から、より機動的で柔軟な予算執行がなされるよう要望を受けたことも承知していますが、道は、どのように観光予算を組み立てて事業執行しようとしているのか、併せて伺います。

○鈴木知事 宿泊税の予算執行等についてであります。道では、これまで、本道観光のさらなる発展に向け、自然、文化などの特性を生かしたアドベンチャートラベルなど、観光客のニーズに対応した高付加価値化や、多様なツーリズムの推進に取り組んできたところであり、今後、税財源も活用し、庁内連携の下、関係市町村や事業者の方々等の御意見も伺いながら、道内の特色

ある観光コンテンツの磨き上げなど、地域の取組を支援し、魅力度の向上を図ってまいります。

道としては、こうした考えの下、地域の御意見をとりまとめた宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子を基に、今後とも、透明性を確保しながら事業化の検討を進め、宿泊税による観光施策とその他の財源による観光施策との相乗効果により、観光立国・北海道の実現に向け、取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 次に、泊原発の再稼働について伺います。

政府が特措法の支援対象地域をUPZ30キロメートル圏内に拡大する方針を示し、道としても、これまで電源3法交付金の対象地域の拡大などを要望してきたのであれば、今後の安全対策を考えると、泊3号機の再稼働についても、岩宇4町村だけでなく、UPZ30キロ圏内の自治体合意を図る必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 地元同意の範囲についてであります。道では、電源3法交付金に関し、構成員である原子力発電関係団体協議会を通じ、原子力災害対策が必要な区域が30キロ圏まで拡大していることを踏まえ、原子力災害対策重点区域においても地域振興等を通じた住民理解の向上が必要と考えられることから、電源3法交付金の対象地域を当該区域まで拡大するなど、必要な見直しを行うよう国に要望しているところでございます。

一方、道としては、再稼働に関する地元同意の範囲については国が明確にすべきと申し上げてきたところであり、先行県では、県及び立地自治体のみがその範囲とされてきた中で、今般の理解要請については、国として、歴史的な経緯や立地自治体の意向など、様々な背景を踏まえた上で、道と立地自治体である泊村のほか、共和町、岩内町、神恵内村に対して行うと判断したものと受け止めております。

○鈴木一磨委員 過去のエネ特の議事録を見ますと、道は、原発協を通じて、平成24年度から、原子力災害対策が必要な区域が30キロ圏まで拡大されていることを踏まえて、電源3法交付金の対象地域を当該区域まで拡大するなど、道が必要な見直しを図るよう要望しています。

30キロ圏内のことを考えると、13町村にも対策事業等がもし及ぶのであれば、岩宇4町村以外の9町村の自治権を軽視することなく尊重して、同意などの意思確認をすべきではないかと思いますが、再度、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 地元同意の範囲についてであります。道としては、再稼働に関する地元同意の範囲については国が明確にすべきと申し上げてきたところであり、先行県では、県及び立地自治体のみがその範囲とされてきた中で、今般の理解要請については、国として、歴史的な経緯や立地自治体の意向など、様々な背景を踏まえた上で、道と立地自治体である泊村のほか、共和町、岩内町、神恵内村に対して行うと判断したというふうに受け止めているところでございます。

○鈴木一磨委員 もう一回繰り返しますが、道が、原子力災害対策が必要な区域が30キロ圏まで必要だと言っているのですよ。そもそも、道が、国に、いろんなこの合意形成も含めて丸投げしていること自体、何か北海道の広域自治体としての自治権の放棄ではないのかと思います。

やはり、説明会以外でも、地域に不安の声があるということも含めて考えると、知事として

は、少なくとも30キロ圏域まで対策が必要だということであれば、それに該当する市町村に対して、合意形成も含めて、しっかりと連絡調整や情報開示も含めて行うべきだと考えますが、もう一度、知事にお伺いします。

○鈴木知事 地元同意の範囲についてでありますけれども、まず、道では、電源3法交付金に関し、構成員である原子力発電関係団体協議会を通じて、原子力災害対策が必要な区域が30キロ圏まで拡大されているということ踏まえて、原子力災害対策重点区域においても、地域振興等を通じた住民理解の向上は必要と考えられることから、電源3法交付金の対象地域を当該区域まで拡大するなど、必要な見直しを行うように国に要望しているというところでありまして、一方で、再稼働に関する地元同意の範囲については国が明確にすべきというふうに申し上げてきたところでございます。

その上で、先行県においては、県及び立地自治体のみがその範囲とされてきた中で、今般の理解要請については、国として、歴史的な経緯や立地自治体の意向など、様々な背景を踏まえた上で、道と立地自治体である泊村のほか、共和町、岩内町、神恵内村に対して行うというふうに判断をしたということでございます。

○鈴木一磨委員 要は、9町村の意思や認識は関係なく、対象区域の交付金事業や地域振興策を進めるということによいか、その確認をしたいです。最後をお願いします。

○鈴木知事 地元同意の範囲についてでございますけれども、原発の安全性の確保、これが原発においては大前提というところにあります。そして、安全性、必要性については、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明をして道民の皆様の理解と信頼を得ていく、このことが重要であるというふうに考えております。

○鈴木一磨委員 住民説明会について伺います。

地域説明会等で、住民から、生活不安や避難体制の懸念などの声が上がっているのであれば、知事は、国等に申し入れるだけでなく、安全性の確保を最優先に、地域を守る意思を明確に表明すべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 住民説明会での御質問などについてであります。立地自治体である泊村をはじめ、岩宇4町村で開催をした住民説明会では、参加された住民の皆様から、原子力規制庁や内閣府、資源エネルギー庁、北海道電力に対し、賛否だけにとどまらない多様な御質問や御意見が寄せられました。

原発は、安全性の確保が大前提であり、安全性や必要性について、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えており、私としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、その一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 今の知事の答弁では、原発について、安全性や必要性についてはエネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明すべきと言いつつも、最後に、道民の安全、安心の確保に取り組んでまいると言っているのですよね。矛盾があると思います。

原発事故時の避難体制についてであります。原子力災害対策重点区域はUPZ内13町村となっております。これは、泊原発再稼働について意見を求められない地域でも、放射性物質の汚染リスクを負うということにほかなりません。また、UPZ外でも汚染リスクの可能性は捨て切れません。

知事が、安全性に終わりはないと言うならば、原子力災害時における避難体制については、あらゆる状況下でのシミュレーションを徹底的に行うべきと考えますが、まず所見を伺います。

○鈴木知事 原子力防災対策についてであります。道では、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針や、福島原発事故を基に示された泊地域における放射性物質の拡散シミュレーション結果を踏まえ、原子力災害対策重点区域を泊発電所からおおむね30キロの範囲としており、この範囲の13町村において地域防災計画や避難計画を策定しているところでございます。

また、住民の皆様の効率的な避難方法などを検討するため、直近では、令和2年に、移動手段や季節、時間帯等の様々な条件を想定したシミュレーションを実施し、避難時間や渋滞箇所などの推計結果を基に、避難退域時検査場所の選定や必要な要員の確保など、避難体制の整備に努めてまいりました。

道としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、今後とも、関係町村や防災関係機関と緊密に連携し、防災対策の一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 もう既に、UPZ内13町村で防災計画や避難計画を作成して、対応を進めているのですよね。避難体制において、現状、課題があるのか、13町村を含めてですけれども、あるとしたらどういう対応をしていくのか、伺います。

○鈴木知事 原子力防災対策についてでありますけれども、昨年の能登半島地震では、原子力災害は起きなかったものの、道路の寸断による孤立地域の発生など、様々な課題が明らかになったことから、道としても、同じく半島沿岸部に集落を形成する泊発電所の周辺地域においても、原子力防災対策に一層取り組む必要があると認識をしているところでございます。

道としては、関係自治体や防災関係機関と緊密に連携協力をし、実践的な訓練や計画の必要な見直しなど、より実効性のある防災対策の充実強化に不断に取り組んでいく考えでございます。

○鈴木一磨委員 原発への対応について、不安や懸念はまだありますので、道としてもしっかりと道民の安全、安心の確保に取り組んでいただきたいということを最後に指摘したいと思いません。

次に、核ごみ最終処分地問題について伺います。

道内科学者の会では、寿都町の磯谷溶岩を新知見として学会に発表するとともに、NUMOに対し、報告書の修正を求めています。道は、国やNUMOが道民に説明すべきとの姿勢を貫き通しています。まるで他人ごとのように、不安の声に耳を傾けない姿勢には、道民生活を守る意思が感じられません。

周辺町村での核抜き条例の動向も含めて、安全性の確保に係る知事の所見を伺います。

○鈴木知事 最終処分についてであります。道内では、これまで、70の市町村において、特定放射性廃棄物を受け入れないとする旨の条例制定のほか、道内に最終処分場を建設しないことや、冷静な議論を求める意見書の採択などが行われているものと承知をしております。

また、NUMOの調査終了後に、寿都町の磯谷溶岩などに関し、新たな知見であると主張する報告が見られたことから、道では、報告書のパブリックコメントにおいて、調査終了後に新たな知見とする内容が報告された場合の具体的な対応の考え方を問う意見を提出しているところでございます。

私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えでございませう。

○鈴木一磨委員 道の条例の趣旨を踏まえ、反対の意見を述べるという答弁をいただいたので、これからも、いろいろな新知見だとか様々な資料等の開示があると思ひますし、提出もあると思ひますが、そういったものの一つ一つを丁寧に重く受け止めていただき、対応していただきますように指摘をいたします。

次に、市街地のヒグマ対策について伺ひます。

各部審査では、日常生活圏での発砲を市町村長の判断で可能とする緊急銃猟が9月1日から可能となったことを踏まえ、捕獲従事者の身分保障、緊急銃猟に伴う市町村の財政負担の軽減などに関し、指摘を交えながら伺ひてきました。

捕獲従事者が不安なく有害捕獲や緊急銃猟に対応できる環境づくりを進めることが、道民の生命や暮らしを守ることに直結するものであり、知事の責務ではないかと考えますが、どのように取り組んでいくのか、所見を伺ひます。

また、道民はもとより、捕獲従事者や市町村、道警など、関係者の安全確保も重要であります。緊急銃猟に対する市町村の体制整備が進んでいない現状をどう受け止め、どのように体制を確立するのか、併せて所見を伺ひます。

○鈴木知事 緊急銃猟の実施などについてであります。緊急銃猟の円滑な実施には、捕獲従事者の方々が不安なく対応できることが重要であり、道では、先月、国に対して、身分保障について検討を行うよう要望したところでございませう。

こうした中、緊急銃猟の実施体制の構築に向けて、環境省の来年度の概算要求に、市町村が緊急銃猟を実施する際に捕獲従事者を配置するための事業が新たに盛り込まれており、道としては、国の動向を踏まえつつ、本道の実情を伝えながら、捕獲従事者の身分保障など制度の充実を要望してまいります。

また、市町村に対して、今定例会で提案した補正予算を活用し、マニュアルの作成をはじめ、必要な人員の確保、備品の購入、保険の加入など、平時からの体制整備を働きかけていくとともに、関係機関と訓練を積み重ねながら、緊急銃猟に安全かつ迅速に対応できる環境づくりを進めてまいります。

○鈴木一磨委員 一方で、市町村長からは、例えば、避難路確保や避難誘導の際に、ハンターと

ともに市町村職員を送り出して配置することになると。やはり、現場に慣れていない市町村職員を現場に送り出す指示を出すことには憂慮があるということで、体制整備に配慮が必要だという課題を持っています。このことについても、道として、知事として、しっかりと耳を傾けて安全対策に配慮していただきたいと思いますので、指摘をいたします。

次に、米の需給について伺います。

昨夏の米不降、国の備蓄米放出や随意契約での小売業者販売等により、一旦は米の流通量が回復し、ブレンド米を中心に価格は下がりましたが、銘柄米価格はいまだ高止まりの状態にあります。

生産者及び消費者の両面において、米の備蓄量や流通方法、現在の価格などが適正なのか、知事の所見を伺います。また、国が進めようとしている米の増産政策の有効性などについても、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 米政策についてであります。国による政府備蓄米の売渡しや米の増産方針への転換などが示される中、消費者を含む様々な方々の御理解と共感を得ながら、農業者の皆様が、再生産可能な所得を確保し、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

道では、米の生産から流通、消費に至る関係者が参集し、相互の理解醸成を図っているところであり、備蓄米を含めた余裕のある在庫の確保や流通の見える化、それぞれが納得できる価格形成が必要と認識しています。

道としては、今後とも、国内外の需要拡大を図りながら、国に対し、生産から流通、備蓄を含めた米政策全般についての検証、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた環境づくり、さらには、本道の実情を踏まえた水田政策の見直しなど、米の需給や価格の安定に向け、効果的な米政策が講じられるよう求めてまいります。

○鈴木一磨委員 信頼ある道産米の需給体制を確立するためにも、食料安全保障の推進や安定的な生産基盤対策はもとより、米離れを抑制し、知事自らがプロモーション事業等を通じて一層の消費拡大に取り組むなど、知事の力強い発信と的確な農政運営が重要と考えます。所見を伺います。

○鈴木知事 北海道米の安定的な需要の確保についてであります。本道においても高値による米離れを懸念する声がある中、今後とも多くの皆様に北海道米を手にとっていただくためには、北海道米の安定的な生産、供給はもとより、新たな需要の確保に取り組んでいくことが重要であります。

私としては、先日、稲刈りを行った際に、地産地消を進めることが価格の安定にもつながることを報道機関などを通じて情報発信したほか、今週末に開催をする「ほっかいどう秋の大収穫祭」において生産者の方々と連携した北海道米のPRを行うなど、道内での消費やブランド力向上に取り組んでまいります。

道としては、農業団体と連携しながら、今後、需要の伸びが期待できる業務用米の安定供給へ

の支援のほか、量販店等と連携したプロモーションや、産地支援による輸出拡大など、国内外における北海道米の消費拡大に取り組み、北海道米の需給の安定に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 ぜひ、道産米の普及振興に今後も努めていただきたいと思います。

最後に、北海道ファシリティマネジメント推進方針の見直しについてお伺いします。

各部審査では、方針策定後10年が経過し、耐用年数を超える建築物の増加が課題とのことでした。例えば、小清水町の庁舎のように、地域に溶け込み、ふだんから地域の皆様に利用してもらえるようなフェーズフリーの考え方は、今後のファシリティーマネジメントに必要なコンセプトだと考えます。

こうした観点を踏まえて、そこで働く人、そこを訪れる人が快適に過ごすことのできる道有建築物の改修や新築を行っていくことを方針に盛り込んでいくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 道有施設の有効活用に向けた取組についてであります。道有施設の維持管理に当たっては、これまで、ファシリティーマネジメント推進方針に基づき、予防保全型の修繕や長寿命化改修に取り組むとともに、施設の耐震改修などにも計画的に取り組んでまいりました。

方針の策定から10年が経過する中、人口減少や記録的な猛暑、災害の激甚化といった社会経済情勢の変化にも的確に対応し、職員はもとより、施設を訪問する方が安心して快適に利用いただけるよう、地域の取組とも連携しながら、施設の機能向上や安全性の確保等を図っていくことが重要であります。

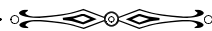
このため、道としては、今年度中の現行方針の見直しに向けて、こうした視点を含めた検討を進め、これまで以上に地域のまちづくりの観点も踏まえながら、道民の皆様の貴重な財産の有効活用に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 以上で終わります。

○太田憲之委員長 以上で鈴木(一)委員の総括質疑は終了しました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後3時4分開議

○太田憲之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、初めに、野生鳥獣対策について、ハンターの育成についてであります。

総合的な対策を検討するというところで、これは、当然、賛成でございますけれども、問題は、喫緊の課題であります待ったなしのハンターなどの育成に、しっかりスケジュール感を持って進めるべきだと私は思うわけですが、いつまでにこの検討を進め、総合的な対策を構築する

のか、所見を伺います。

○太田憲之委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 捕獲従事者の育成についてであります。道では、捕獲従事者の育成に向け、これまで、ヒグマ捕獲初心者を対象とした講習会や射撃研修、春期管理捕獲の場を活用した捕獲実践研修などを実施してきているところでございます。

また、捕獲従事者の育成環境の充実に向け、市町村や猟友会などと狩猟免許の取得に向けた課題や訓練環境の確保に加え、捕獲技術の向上に関する課題といった、地域が必要とする方策について意見交換を行うとともに、射撃場の実態調査を進め、利用状況の確認や運営上の課題等を把握することとしています。

道としては、こうした取組に加え、他都府県の取組状況を確認するとともに、有識者の方々の御意見も伺いながら、捕獲従事者の確保育成に向けた総合的な対策を検討してまいります。

○赤根広介委員 繰り返しになって恐縮ですが、これは待ったなしの喫緊の課題ですよ。しっかりスケジュール感を持って進めるべきだと考えるわけでありませう。

改めて、いつまでにこの検討を終え、総合的な対策を構築するのか、重ねて知事の所見を伺います。

○鈴木知事 捕獲従事者の育成についてであります。道では、射撃場の実態調査を進めるとともに、市町村や猟友会等と、捕獲技術の向上に関する課題など、地域が必要とする方策について意見交換を行うこととしており、こうした取組に加え、他都府県の取組状況を確認するとともに、有識者の意見も伺いながら、捕獲従事者の確保育成に向けた総合的な対策を、鋭意検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 いま一步、進まない答弁であります。しっかりと対応を指摘させていただきます。

次に、太陽光発電施設についてであります。

釧路湿原周辺における太陽光発電施設問題を契機に、規制強化に取り組むべきと繰り返したいただいているわけではあります。国の動きを注視とのいつもの道庁定型文に終始しているわけでありませう。

道が定めた北海道環境基本条例に明文化をされている、北海道の清らかな水、広大な緑の大地、それら良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することなど、こうした点に立ち返り、道として対策を講じるべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 再エネの導入への対応についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しています。

こうした基本的な考えの下、道としては、良質な再エネ投資の促進には、税制優遇や立地補助金など道の支援制度を活用する一方で、違法な開発行為には、法令の中でできることを徹底して行うこととし、関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しも早急に進めているところでござ

います。

また、こうした取組に加え、再エネなどに関し、本道の優れた自然環境を未来に引き継いでいくため、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信することで、関係者の方々に対し、その遵守を求めるなど、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○赤根広介委員 新たな考え方を策定し、発信するのは私も否定しませんけれども、これは、今までと違って、何かしら、こうしたことに対する抑制的な実効力というものは担保されるのでしょうか、所見を伺います。

○鈴木知事 再エネ導入への対応についてであります。道としては、違法な開発行為には、関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しを早急に進めているところでございます。

こうした取組に加えて、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信をすることで、関係者の方々に対し、その遵守を求めるなど、経済と環境の好循環の実現を目指してまいります。

○赤根広介委員 ただ、残念ながら、そうはなっていないのが今の現状だというふうに思います。今、私の登別、あるいはお隣の白老でも、様々な太陽光発電の事業計画が持ち上がっておりますが、いずれも、その仕様上、法の該当なしというふうなスキームになっているわけですが、こうした法の網をかいくぐっている状況が続いているわけでありまして、

そこで、改めて、この問題の契機となりました釧路湿原のメガソーラーの状況を知事は御覧になって、どういった感想を持たれているのか、1年ぶりにお聞きをしたいと思います。

○鈴木知事 今回の開発行為についてでありますけれども、法令に定める必要な許可を得ずに開発行為が行われました。本道の貴重な財産である森林が失われたことは、誠に遺憾でございます。

道としては、こうした今回の事案を踏まえ、関係する部局が連携をしながら、法令が遵守され、地域と共生した事業が適切に行われるよう取組を進めてまいります。

○赤根広介委員 実は、昨年、第2回定例会の知事総括でも同じことを聞いたのですが、残念ながら、今、知事から出たような、遺憾だとか、そういった言葉は表明されなかったわけです。それが、今、この現状を招いていると言っても過言ではないというふうに私は思います。取組が遅かったのではないかと強く指摘せざるを得ないわけでありまして、

そこで、新たな考え方を策定するのは否定しないわけではあります。道の再エネの導入は、事業が始まってからもう20年以上たっているというふうに思います。その中で、環境と再エネに関連する、例えば、道の環境宣言といったものもあるわけですが、いま一度、道の考え方を新たに策定するに当たって、こうした環境宣言も、とにかく再生可能エネルギーを積極的に導入していきますと、こういうふうになっているわけですね。

いま一度、こういうことを、道の取組は幾つかあると思いますので、これを契機に、一回整理されて新たな考え方を策定していただきたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○鈴木知事 再エネの導入への対応についてでありますけれども、再エネの導入に当たっては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要であります。

道としては、本道の優れた自然環境を未来に引き継いでいくため、地域との共生を盛り込んだ道の考え方、これを新たに策定するとともに、広く発信をすることで、関係者の方々に対し、その遵守を求めるなど、環境と経済の好循環の実現を目指してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、これまでの道の取組も全体的に一回整理していただくよう指摘をさせていただきます。

次に、物価高騰対策についてであります。

先ほど来議論がありますが、例えば、新潟県のこの9月の補正予算では、原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業として、医療法人等が行う省エネ設備の導入支援や、米国関税等により影響を受けている中小企業に対する支援策、あるいは、畜産農家に対する関連対策が提案をされているわけであります。

先ほど来、答弁されている道の経済対策の関連予算については、支援期間が実は限定的であります。冬場に向けて少しでも道民や事業者が安心して年末年始を迎えられるよう、やはり、ここは知事の英断で新たな支援策が必要ではないかと考えるわけではありますが、所見を伺います。

○鈴木知事 物価高への対応についてでありますけれども、本道経済は、物価やエネルギー価格の高止まりなどに直面をしており、各種経済指標やヒアリング結果などを見ると、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は厳しい状況が続いていると認識をしています。

このため、道では、物価高緊急経済対策を策定し、LPガスや特別高圧電力の料金負担の軽減、中小企業の生産性向上に向けたデジタル技術の導入補助などの支援を実施するとともに、その後においても、市町村が実施するいわゆる福祉灯油事業への支援や、中小企業の経営基盤の強化など、既存施策を最大限活用した取組を推進しているところでございます。

道としては、引き続き、この秋の国の補正予算の動向を注視しつつ、これまで実施してきた取組の効果検証を進め、地域の皆様や事業者の方々の実情やニーズ等を踏まえながら、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、これは、検証を終えてからでも、何とか年内に道民、事業者に支援が届くよう、必要であれば臨時議会の開催も辞さない、そういうことで、知事には取組をしていただきたいということは指摘させていただきます。

次に、宿泊税についてであります。

観光のくにづくり行動計画において、地域偏在が本道観光の構造的な問題としながら、札幌市をはじめとする道央圏への集中傾向が拡大している状況にあり、その対応が急がれるわけであります。

各部審査では、この地域偏在・季節偏在対策について、宿泊税の財源を地方部への誘客促進につなげるべきと指摘したところであります。

しかし、この問題は、航空、空港、JR、バス、宿泊業界など多くの関係機関が連携し、一体的に取り組む必要があり、やはり、これを取りまとめる役割は道が果たすべきで、知事がそのリーダーシップを発揮し、本気でこの問題に取り組まない限り、改善には向かわないと考えるわけでありませう。

そこで、新たな行動計画にこうした方向性を示すとともに、宿泊税財源を活用し、重点的に取り組む必要があると考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 観光客の地域偏在対策についてであります。令和6年度の宿泊客延べ数は過去最高となったものの、エリア別では約6割が道央圏に集中しており、航空機の路線が新千歳空港に集中していることに加えて、観光地間の距離の長さなどがその主な要因であると認識しています。

道としては、地域偏在を季節偏在とともに、次期観光のくにつくり行動計画の骨子において本道観光の構造的な課題として位置づけ、その解消に向けては、新たな計画で定める施策体系の下、関係事業者や関連団体など、全ての関係者の皆様が一層、連携協働し、取組を進めていく必要があると考えており、今後、宿泊税財源も活用し、宿泊税充当施策の基本的な考え方も連動させながら、施策の方向性を検討し、素案を取りまとめてまいります。

○赤根広介委員 まず、航空機の路線が新千歳空港に集中している問題ですね。やはり、これを解消していくためにも、今年度、道が重点政策の一つとして掲げている道内空港受入体制整備実行委員会が実施をしようとしている道内空港応需体制強化事業、これは重点政策で1000万円の予算を掲げているわけですが、まだ道が実行委員会の正式メンバーじゃなくてオブザーバーにとどまっているわけですので、しっかりとこれは早急に道が参画をして事業が実施されるよう、ここは強く指摘だけをさせていただきます。

それで、先ほどの議論で、宿泊税の関係における危機対応の基金のお話がありました。これまでも、観光振興に特化した取組に充当するため、それを明確化するための基金を創設するというので、基金条例の提案に向けて検討を進めてきたと承知しておりますが、この条例提案に向けた検討を一旦立ち止まるという理解でよいのか、確認します。

○鈴木知事 危機対応のための積み上げについてでありますけれども、道としては、有識者懇談会での御議論や地域説明会における御意見などを踏まえ、突発的な自然災害や感染症など発災時には様々な産業に影響が及ぶと想定される中、観光についても、需要消失など大きな影響を与える危機事案に関し、観光客の安全確保のための対応、正確な情報発信による風評被害対策、被害の最小化に向けた対策などの観光危機対策を緊急的かつ的確に実施していくことが重要であると認識をしています。

こうした認識の下、道では、過去の対応事例なども踏まえ、災害等の不測の事態への機動的対応や、税収の急減時における安定的な施策のための財源として備えることなどを念頭に、今後、道議会での御議論をはじめ、市町村や事業者の方々など、関係の皆様御意見も伺いながら、積み上げの是非や金額、取崩しなどの在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 これは、道の資料を見ても、地域説明会でも、この危機対応の強化については非常に多くの意見が出ていますので、しっかりとこれがかうように議論を引き続き進めていただきたいということは指摘させていただきます。

次に、I Rについてであります。

基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会に示すということですので、それは否定しません。

改めて、知事は、この残り1年半の任期中で、どこまでこのI Rを進めようとしているのか、伺います。

○鈴木知事 I Rに係る今後の進め方についてであります。コロナ禍後の観光やM I C Eの需要が拡大する一方で、オンラインカジノといった新たな問題の顕在化など、I Rを取り巻く様々な環境が変化する中、道では、先般の市町村意向調査で示された幅広い意見なども踏まえ、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、今般、I Rに関する基本的な考え方を改定することいたしました。

道としては、国の動向を注視するとともに、今後、経済効果の明確化や、施設の機能や規模、依存症対策など、メリット、デメリットの両面から論点を整理した基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示しし、道議会での御議論はもとより、市町村や経済団体など関係者の皆様から様々な御意見をいただきながら、北海道らしいI Rの検討を着実に進めてまいります。

○赤根広介委員 先ほどの議論で、このI Rについて国に対して必要な要望を行っていくという答弁がございましたが、どんな要望を想定されているのか、伺います。

○鈴木知事 I Rに係る今後の進め方についてでございますけれども、国への要望等につきましては、国の動向を注視いたしますとともに、道としては、今後、経済効果の明確化や、施設の機能や規模、依存症対策など、メリット、デメリットの両面から論点を整理して、基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示ししたいというふうに考えております。

このことを踏まえた上で、国に対する要望事項等については、検討した上で取組を進めてまいりたいという考えでございます。

○赤根広介委員 それで、私がこの基本的な考え方の改定を提案したのが2年前なのです。それは、表明まで2年かかりましたけれども、今度、骨子をつくるまでは2か月と、これはすごいスピード感だなというふうに思うわけであります。

それで、今お答えいただいた経済効果の明確化だとか、かなり専門的な知識、ノウハウが求められると思うのですが、当然ながら、これは、現行の考え方も有識者会議を開催して決定をしているわけですので、この新たな改定をする考え方も、有識者会議などの会議体での検討を経て、当然、取りまとめられるものとするわけですが、その進め方を伺います。

○鈴木知事 今後の進め方でございますけれども、令和元年度策定のI Rに関する基本的な考え方では、有識者の意見を伺いながら検討を進めたところでございます。

このたびの基本的な考え方の改定に当たっては、I Rの経済効果の明確化はもとより、施設の

機能や規模の在り方、持続的な事業運営に向けた課題など、メリット、デメリットの両面から論点を整理していくことが重要であります。

道としては、令和元年度と同様に、有識者から御意見を伺いながら、北海道らしいIRの検討を進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、しっかり取組を進めていただきたいのですが、令和3年第1回定例道議会で、知事は、7年後、つまり、このときからすると令和10年を想定しているわけですが、来るべき申請に向けて、計画的に取り組むと答弁をされております。

令和10年を想定しているわけですが、逆算すると、申請に必要な手続というものは間に合う、こういう認識でいるのか、伺います。

○鈴木知事 IRに係る取組でございますけれども、道としては、国の動向を注視いたしますとともに、今後、メリット、デメリットの両面から論点を整理した基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示しすることとし、道議会での御議論はもとより、市町村や経済団体など関係者の皆様から様々な御意見をいただきながら検討していく中で、国に対しても必要な要望を行い、北海道らしいIRの検討を計画的に進めてまいる考えでございます。

○赤根広介委員 今、知事から、計画的にというお言葉をいただいたので、初めに戻りますが、そうであれば、この任期中に少なくとも北海道らしいIRのコンセプトを知事は策定するお考えですか、伺います。

○鈴木知事 基本的な考え方の改定などについてでございますが、道としては、IRを取り巻く環境が大きく変化する中、市町村からの幅広い御意見なども踏まえ、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、IRに関する基本的な考え方を改定することといたしました。

道としては、今後は、国の動向を注視するとともに、IRのメリット、デメリットの両面から整理を進め、基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示しすることとし、道議会での御議論はもとより、関係者の皆様からの様々な御意見をいただきながら、北海道らしいIRの検討を着実に進めてまいる考えでございます。

○赤根広介委員 道議会の議論を踏まえた答弁をしていただきたいのですが、その計画的に進める中に、知事のお考えとして、この任期中に北海道らしいIRのコンセプトを構築するまで、そのお考えはありますか、再度伺います。

○鈴木知事 基本的な考え方の改定などについてでございますけれども、道としては、今後は、国の動向をまず注視するとともに、IRのメリット、デメリットの両面から整理を進めて、基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示しするということとともに、道議会での御議論はもとより、関係者の皆様から様々な御意見をいただきながら、北海道らしいIRの検討を着実に進めてまいる考えでございます。

○赤根広介委員 知事の言う計画的にというのは、どういう意味なのでしょうかね。当然、IRコンセプトの構築をいつまでに決めるというのが、計画的にということじゃないですかね。再度、答弁を求めます。

○鈴木知事 基本的な考え方の改定などについてでありますけれども、国の動向を注視するとともに、I Rのメリット、デメリットの両面から整理を進めて、基本的な考え方の改定に向けた骨子を次期定例会にお示しするという事としております。

道議会での御議論はもとより、関係者の皆様から様々な御意見をいただきながら、この北海道らしいI Rの検討を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 残念ですが、次に進みます。

防災・減災対策についてであります。

知事は、先ほど来の議論でも、原発は安全性の確保が大前提であり、安全性や必要性については国が丁寧に説明し、道民の理解と信頼を得ていくことが重要との考えを繰り返しお示しになっておりますが、知事御自身は、住民説明会での国の説明を理解し、信頼をされているのか、伺います。

○鈴木知事 住民説明会における国からの説明についてであります。現在、道主催で開催している住民説明会において、内閣府が、「泊地域の緊急時対応」により、避難等の防護措置や複合災害時の基本的な考え方など、原子力防災の取組について住民の皆様へ直接説明し、御意見や御質問をお聞きしております。この緊急時対応については、国が道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体的に取りまとめ、政府の原子力防災会議で了承したものであり、万が一、事故が起きた場合には、国が関係法令に基づき、責任を持って対処するとしております。

道としては、防護措置を担当する内閣府において、引き続き、丁寧に説明を行い、道民の皆様の理解と信頼を得ていただきたいと思いますと考えております。

○赤根広介委員 新潟県では、柏崎刈羽原発の再稼働について、県民意見を把握するため、公聴会の開催の後に意識調査を実施しております。こうした手法による道民の声の把握も、知事の中では選択肢としてあるのでしょうか、伺います。

また、道民の声などを踏まえるとは、道民の声などをどのように把握し、どのような手法で評価されるのか、併せて伺います。

○鈴木知事 道民意見の把握についてであります。道では、泊発電所の再稼働について、経済団体や市民団体の方々などからこれまで様々な御意見や御要望をいただいているところでございます。

また、各地で開催する説明会において、道民の皆様から、賛否だけにとどまらない多様な御意見や御質問を伺うほか、道のホームページに再稼働に関する専用のページを設け、御意見も受け付けています。

私としては、説明会など様々な機会を通じて把握した道民の皆様の声や、道議会、関係自治体の御意見などを踏まえ、泊発電所の再稼働について総合的に判断してまいります。

○赤根広介委員 そこで、岩宇4町村はもとより、その他の周辺自治体の首長の御意向も確認するお考えはあるのか、伺います。

○鈴木知事 周辺自治体の意向についてであります。原発の再稼働に向けては、先行県におい

ては、再稼働について国から理解要請が行われた後、住民の皆様を対象とした説明会の開催や関係自治体からの意見聴取などを経た上で、地元知事が再稼働の是非を判断するといったプロセスになっているものと承知しております。

道としては、今後、こうした先行県の事例も参考にしながら適切に対応してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 今の答弁を素直に受け止めると、例えば、UPZ内の首長の意見をお伺いする、こういうことも知事の選択肢の中にはあるのでしょうか、伺います。

○鈴木知事 周辺自治体の意向についてであります。再稼働に関する地元同意の範囲につきましては、様々な御意見があると承知をしているところでございます。

先行県においては、再稼働について国から理解要請が行われた後、関係自治体からの意見聴取なども経た上で知事が判断するといったプロセスになっているものと承知をしており、私としては、こうした先行県の事例も参考にしながら適切に対応してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 繰り返しになって恐縮ですが、その選択肢の一つとして、UPZ内の首長からの意見聴取あるいは面会の場面も知事のお考えとしてはあるのですか、再度伺います。

○鈴木知事 周辺自治体の意向についてでございますけれども、先行県においては、理解要請が行われた後に、関係自治体からの意見聴取なども経た上で知事が判断するといったプロセスになっていると承知しております。

こうした事例も参考にしながら適切に対応してまいる考えです。

○赤根広介委員 ますます知事の議会議論を踏まえという言葉が何なのか、意味が分からなくなってまいりましたが、新潟県の知事は、10月末頃までにまとまる見通しの調査結果も踏まえ、御自身の判断を示すとしており、再稼働の是非について、9月17日の記者会見で、信を問う方法が責任の取り方として最も明確で重いと、自身の判断を示す時期に合わせて、県民の意思をどう確認するかについても明らかにする考えを示しているわけであります。

道民の生命と財産を守るとともに、本道経済の成長発展を進める上で、原発再稼働の是非を問うという極めて重たい判断を下す鈴木知事の覚悟について伺います。

○鈴木知事 泊発電所の再稼働などについてでございますが、原発は安全性の確保が大前提であり、道としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、その一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

私としては、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的な視点に、多様な構成とすることが重要であると考えており、こうした認識の下、泊発電所3号機の再稼働については、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

○赤根広介委員 終わります。ありがとうございました。

○太田憲之委員長 以上で赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

寺島信寿君。

○寺島信寿委員 私は、医療機関への経営支援について、安全で安心な地域づくりについて、自然環境保全と再生可能エネルギーの取組について、航空政策について、津波避難施設等について、経済対策について、物価上昇を上回る賃上げについて、7点について知事に伺います。

初めに、医療機関への経営支援についてです。

8月に全国自治体病院協議会が発表しました令和6年度決算状況調査で、約9割が経常赤字です。さらに、先月、日本医師会が公表した診療所の緊急経営調査では、医療法人の約4割が赤字であり、医療機関を取り巻く経営環境は、公的・民間、病院・診療所を問わず、いずれも厳しい状況にあります。

これらの中には、地域の住民にとって重要な救急医療も含まれております。医療機関に対する経営支援と地域医療の確保に今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○太田憲之委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 地域医療の確保等についてであります。新型コロナウイルス感染症を契機とした受診行動の変化とともに、昨今の人件費の増加や物価高騰などの影響により、公定価格で運営される医療機関の経営は大変厳しい状況にあることから、道では、全国知事会などとも連携しながら、国に対し、物価、賃金の上昇に連動した診療報酬の仕組みの導入や財政措置の充実を要望しております。

また、救急医療やがん医療などを担う拠点病院の運営費のほか、病床機能の転換に資する施設設備整備費を支援するとともに、今定例会では、医師少数区域等で承継、開業する診療所への支援に必要な補正予算を計上いたしました。

道としては、今後とも、地域の医療機関がそれぞれの機能や役割を担いつつ安定的に経営継続できるよう、国に対し必要な要望を行うとともに、基金を活用して支援するなど、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、安全で安心な地域づくりについてです。

これにつきましては、さきの我が党の代表質問で指摘したところであります。北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例は、制定から20年が経過しています。この間、国際化やIT化の進展などを背景とした犯罪の態様が大きく変化し、全道各地で様々な犯罪が発生しております。一方、少子・高齢化による防犯ボランティアの減少など、道民の安全、安心を取り巻く情勢は厳しい状況にあるものと考えます。そこで伺います。

まず、これまでの取組についてです。

平成17年の条例制定から20年が経過します。これまで、どのような取組を進め、どのような成果があったと受け止めているのか、伺います。

○鈴木知事 これまでの取組などについてであります。道では、道民の皆様が安心して暮らし、活動できる社会の実現に向け、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例を定め、私が会長を務める北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議に、道警察、道教委など行政機

関のほか、防犯団体、青少年関係団体や事業者の方々など、70の機関、団体に参画いただきながら、啓発活動や防犯活動に取り組んできたところでございます。

これまでに、子どもの見守りなどに官民一体となって取り組む「安全・安心どさんこ運動」の道内各地での普及や、地域の防犯団体によるパトロールなど、自主的な取組が進められ、刑法犯認知件数は条例制定時の約3分の1に減少いたしました。

一方で、近年は、SNSを悪用した詐欺やなりすまし詐欺が横行するなど犯罪実態も変わってきており、道としては、毎年度の推進方策にこうした実情に応じた取組の重点項目を定めながら、関係者が一丸となって各般の施策を展開しているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

安全で安心な社会を築くには、まずは、道庁がリーダーシップを発揮し、地域の防犯力を高めるとともに、道民の防犯意識を醸成するなど、積極的な取組を展開すべきではないかと考えます。

特に、この20年間での社会の大きな変化を考えると、道におきまして、これまで以上に、道教委、道警本部に加え、北海道開発局等の国の関係機関はもとより、様々な民間団体となお一層の連携を図り、今後の取り組むべき方向性を検討すべきと考えます。

例えば、広域分散し、高齢化が進む中、地域での安全、安心をどのように取り組むべきなのか、また、子どもたちの安全、安心に向けた取組のほか、激増する特殊詐欺対策や、交通安全施策の再編成なども含めた対策について、新たな視点から、ぜひ、明年度に向けて、具体的な対策に取り組んでいただきたいと考えます。知事の所見を伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。その時々々の情勢により変化する犯罪の手口などを道民の皆様に広く情報発信し、防犯意識を高めていただくためには、多様な事業主体とともに、様々な機会や手段を活用した取組を進めていくことが重要であり、道では、これまで、多くの人が集う道の駅や各種イベント会場での啓発活動などに取り組んできているところでございます。

道としては、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議において、特殊詐欺の被害防止など、近年の犯罪動向を踏まえた効果的な対策を検討するとともに、市町村や防犯団体はもとより、民間事業者の方々との連携を図りながら、情報発信や注意喚起を充実し、道民の皆様の防犯意識の醸成と地域の防犯活動の一層の促進に努めるなど、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、自然環境保全と再生可能エネルギーの取組についてです。

釧路湿原とその周辺は、国の特別天然記念物であるタンチョウをはじめ、希少な動植物が生息する類いまれな自然環境を有しております。現在、メガソーラーなど大規模太陽光発電施設の建設が進行しており、野生動植物の生育・生息地が脅かされるとの懸念があります。

このような中、釧路市は、今年、「ノーモア メガソーラー宣言」を発出し、さらに、釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例を制定したところであります。

再生可能エネルギーの推進が重要であることは言うまでもありませんが、生態系の崩壊に伴う生物多様性、防災・減災機能の低下など、地域住民の安全、安心に対する多くの懸念の声が上がっております。自然を破壊してまでパネルを並べることは、多くの道民が望むところではありません。ゼロカーボン北海道の実現に向け、より自然との調和、共生を重視し、再エネ推進との両立を図っていくことが重要と考えます。

知事は、どのような所見をお持ちなのか、また、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○鈴木知事 再エネの導入への対応についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施され、経済と環境の好循環につなげていくことが重要と認識しています。

こうした基本的な考えの下、道としては、良質な再エネ投資の促進には、税制優遇や立地補助金など道の支援制度を活用する一方で、違法な開発行為には、法令の中でできることを徹底して行うこととし、関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しも早急に進めているところでございます。

また、こうした取組に加え、再エネをはじめ、関連投資に関し、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定するとともに、広く発信することで、関係者の方々に対し、その遵守を求めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取組を進めてまいります。

○寺島信寿委員 次に、航空政策についてです。

今日、本道におきまして、新千歳空港をはじめ、旭川など地方空港等での離発数が大幅に増える中、空港業務の中でも、地上業務と言われるグラウンドハンドリングの人材不足は深刻な状況にあると考えます。このような中、道は、今年度、1000万円の関係予算を計上し、グラハンの人材不足対策に取り組むこととしているものと承知しています。

しかしながら、今日、この事業におきまして、人材不足対策としてスタートした官民連携の実行委員会に道が参加していないものと承知しております。そこで伺います。

道として、本道における将来に向けたグラハンの人材確保についてどのような目標をお持ちなのか。少なくとも今後3年から5年間に重点的に人材確保に取り組むべきと考えます。ぜひ、道としてリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたいと考えます。知事の所見を伺います。

○鈴木知事 グラウンドハンドリングなどの人材確保についてであります。道内6空港への国際線の就航や増便を図るためには、空港業務を担う人材の安定的な確保が重要との考えの下、北海道エアポートをはじめ、空港所在自治体、関係事業者の方々が増携し、地方空港における人材確保などの体制づくりを目指す本実行委員会が設置をされたところでございます。

国は、空港業務人材の確保に関して、航空会社はもとより、空港会社も主体的に関わるほか、地方自治体を含む官民の空港関係者が増携して取り組む必要があるとしております。

道としては、こうした国の考え方を踏まえつつ、北海道エアポート、空港関係事業者の方々に加え、道や自治体が増携を図ることによって、自立的で持続可能な体制が早期に構築できるよ

う、広域的な観点から検討を深め、国際線の受入れ環境の整備に向け、取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 私は旭川なので、やっぱり、旭川空港に国際線が就航すると地域経済に与えるインパクトは相当強いです。景色も変わりますし、2次交通、飲食業、宿泊業等、地域経済も準備を始める、ビジョンもつくる、そういう流れを考えますと、北海道は点在して空港がありますので、しっかりとこの整備をしてグラハンの人材確保に取り組んでいただきたいと思います。

次に、津波避難施設等についてです。

さきの一般質問、分科会におきまして、カムチャツカ半島付近の地震に関しまして、津波避難ビルを含めた津波避難施設の状況について伺い、道の庁舎等について、一つでも多く指定緊急避難場所に指定することを質問いたしました。

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るため、緊急的に避難する場所でありまして、市町村長が、津波のみならず、地震、洪水、崖崩れなどの災害種別ごとに指定を行うものと承知しています。地震、津波だけではなく、本道では豪雨災害も多く発生しております。災害発生時に直ちに住民が命を守るため、緊急的に避難する避難場所は、一つでも多く確保することが重要です。このため、振興局、出先機関、道の庁舎、施設を避難場所として活用していく必要性は高いと考えます。

道の庁舎等施設は多数存在し、立地条件も異なりますので、全てを一律的に避難場所として指定することは難しいですが、どの施設がどのような災害の避難場所として適しているかどうかなど、早急に実態調査を実施すべきと考えます。知事の所見を伺います。

○鈴木知事 指定緊急避難場所についてであります。平成26年4月に施行された改正災害対策基本法において、市町村は、津波や洪水、土砂災害といった災害ごとに、危険が及ばない施設または場所を緊急時の避難場所に指定するよう定められました。

道では、これまで、市町村に対し、説明会の開催や個別訪問をするなどして早期の指定を促し、令和6年11月現在、179市町村で約7500か所が指定されており、そのうち、津波避難施設として45か所の道有庁舎等が指定をされているところでございます。

道としては、引き続き、避難場所のさらなる確保に向けて、市町村と連携を図りながら、道有庁舎等の避難場所への活用を進め、避難対策の充実強化に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、経済対策についてです。

道では、これまで、国の総合経済対策を受けて、子育て世帯や交通事業者、医療、福祉、中小・小規模事業者などへの支援に取り組まれてきたところですが、依然として、エネルギー価格、物価の高止まりなど、道民生活、事業者の経営環境は大変厳しいです。

さきの我が党の代表質問や分科会におきましても、地域の皆様、事業者の声に真摯に耳を傾け、時期を逸することなく対応するとの答弁でありましたが、今まさに、道民に直接支援が届くような対策を一日も早く実現することが求められると考えます。

国の対策をまつことなく、道独自の対策を積極的に展開すべきと考えますけれども、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 経済対策についてであります。本道経済は、物価やエネルギー価格の高止まりなどに直面しており、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は厳しい状況が続いていることから、道では、本年1月に物価高緊急経済対策を策定し、LPガスや特別高圧電力の料金負担の軽減、子育て世帯の方々に対するお米券、牛乳券の支給、中小企業の生産性向上に向けたデジタル技術の導入補助などの支援を実施してきたところでございます。

また、その後においても、生活に困窮する方々への相談対応、生活福祉資金の周知のほか、市町村が実施するいわゆる福祉灯油事業への支援や、中小企業の経営基盤の強化など、既存施策を最大限活用した取組も進めてきたところでございます。

道としては、引き続き、この秋の国の補正予算の動向を注視しつつ、これまで実施してきた取組の効果検証を進め、地域の皆様や事業者の方々の実情やニーズ等を踏まえながら、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

○寺島信寿委員 次に、物価上昇を上回る賃上げについてです。

本道の中小企業におきまして、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、持続的に賃上げの原資を確保できる環境を整えることが重要です。そこで伺います。

まず、価格転嫁についてです。

国では、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を実現するため、下請法と下請振興法を改正し、来年1月から施行されると承知しています。

本道として、弱い立場の企業でも適正に価格転嫁ができるようにすることが大事であり、そういった経済文化を醸成すべきと考えます。知事の認識を伺います。

また、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木知事 価格転嫁についてであります。物価高騰が長期化する中で、道としては、中小・小規模事業者の方々が経営の安定化を図っていくためには、適切な価格転嫁ができる取引環境の整備が必要と認識しています。

こうした中で、道が定期的実施している企業経営者意識調査では、改善は見られるものの、直近においても約4割の事業者の方々が価格転嫁が進んでいないと回答し、その理由として、販売、受注の減少や取引先の理解への懸念などを挙げています。

このため、道では、これまで、下請取引等に関する相談窓口の紹介やパートナーシップ構築宣言の普及促進を図るとともに、ホームページにおいて、価格交渉、適正取引に関する支援ツールやハンドブックなどの情報提供を行っているところでございます。

今後は、国と連携し、新たに下請法等の改正内容や価格転嫁支援策などを周知する説明会を開催することとしており、こうした取組を通じて、価格転嫁をはじめとした下請取引の適正化に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、AIの活用による労働生産性の向上についてです。

人手不足解消と労働生産性向上、中小企業における賃上げの切り札になるのがAIの活用かと思えます。中小企業こそ、AIによる省力化、人的投資に取り組むべきと考えますが、知事の認

識を伺いますとともに、道としてどのように取り組むのか、伺います。

○鈴木知事 中小・小規模事業者におけるA I活用についてであります。本道では、全国を上回るスピードで人口減少が進行するとともに、原材料やエネルギー価格の高騰が長期化するなど、中小・小規模事業者の方々を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、こうした中では、A Iの活用による生産性の向上を図ることが重要であります。

道では、これまで、農業用ドローンやセルフレジの導入など、省力化や業務の効率化の取組を支援してきたところであり、今後は、中小・小規模事業者の方々を含め、道内で広くA Iを活用していくため、年度内をめどに改定する北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンにおいて、半導体産業等の振興に加え、新たに、A Iデータセンターの集積を生かし、農林水産業をはじめ、食品加工や観光など様々な産業でA Iを実証、実装し、地域が抱える担い手不足といった課題の解決とともに、新事業の創出にもつなげていく施策についてお示しできるよう検討を進めてまいります。

○寺島信寿委員 最後に、二重価格についてです。

人口減少が進む本道において、観光収益の増加をいかに図るかは重要です。世界の観光先進地は、居住者と観光客の価格差を設けることや、ダイナミックプライシングが広く導入され、収益増加と地域への還元に成功しています。北海道でも、観光客から適正な負担をいただき、その収益を地域住民や次世代への投資に回す仕組みづくりが必要と考えます。当然ながら、賃上げにも有効な対策です。

道としても、民間事業者が導入しやすいよう、積極的にメッセージを発信し、理解と後押しを行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 二重価格についてであります。居住者と外国人などの観光客で観光施設の料金等に異なる価格を設定することは、利用者の間での公平性の確保といった課題がある一方で、円安の影響もあり、さらなる増加が期待されるインバウンドを中心とする客単価の向上や、閑散期などでの道民の皆様による道内旅行の促進などにつながる可能性があるものと認識しています。

こうした中、近年、道内各地においては、ニセコエリアのスキー場での住民の皆様向けのリフト代の割引、道による道民の皆様向けの特典を得られるキャンペーンなど、様々な取組が広がってきており、価格設定の在り方については、それぞれの事業者の経営方針において判断されるものと考えておりますが、道としては、今後とも、二重価格の設定をめぐる国内の動向を注視しながら、観光の高付加価値化や需要の平準化につながる取組について、マーケティング手法の一つとして、PRなど必要な支援を行ってまいります。

○寺島信寿委員 賃上げについて、何点か指摘させていただきます。

非常に効果的な物価高騰対策であり、経済対策であると思います。個人消費の拡大も期待できます。このタイミングこそ、価格転嫁、生産性向上にかじを切る大きな勝負どころであると思います。

それから、二重価格についてなのですけれども、議論の中で、民間がやることだというフレー

ジグになるのですけれども、様々な調査とか、海外の先進事例とか、業種別の収益増加の効果とか、様々発信していただくと、民間も意思決定の幅が広がりますので、ぜひ発想を転換して関わってほしいと思います。

中小企業は、経営がうまくいかないと資金繰りに詰まって廃業しなきゃいけないという、要は、結果にコミットして頑張っております。北海道も、もっと結果にコミットして頑張してほしい。数値目標も立ててほしいです。一般論や人ごとではないと思います。そして、企業も財務内容が変化していきますので、その財務内容の変化もしっかり追って、次の手を打ってほしいと思います。

今は、非常に時代の過渡期にありますので、やっぱり、道政の課題も、もっとスピーディーに、結果にコミットする、そういうマインドセットを起こしていただいて、全道庁の皆様が本当に伸び伸びとチャレンジ精神を発揮していただけるように知事のリーダーシップをお願いしまして、質問を終わります。

○**太田憲之委員長** 以上で寺島委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

真下紀子君。

○**真下紀子委員** 防災対策について、初めに伺います。

泊原発3号機は、防潮堤の設計に関する認可の審査も継続中で、敷地外燃料輸送のための新港建設、加えて、工事計画認可後5年以内の建設が求められる特重施設が必要となっております。

分科会で、総務部は、原子力規制委員会の見解として、新規制基準に適合はしたが、あくまで施設の設置や運転の可否を判断するものであって、絶対的な安全性が確保できるわけではないと答えていますけれども、知事も同じ見解でしょうか。

○**太田憲之委員長** 知事鈴木直道君。

○**鈴木知事** 泊発電所の安全性についてであります。原子力規制委員会では、新規制基準に基づく適合性審査は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原子力の安全には終わりが無いとの認識の下、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしています。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委には、今後新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えています。

○**真下紀子委員** でも、その時々最新の想定を超えて起きるのがシビアアクシデントだということが、福島第一原発事故の教訓だと思うのですね。

原発事故によって放射性物質が大量に放出され、30キロ圏を越えて汚染が広がった場合、防護措置や避難が必要とされておりまして、道の防災計画は30キロ圏外の対応まで定めております。

避難計画を策定する義務のあるUPZ圏内はもとより、UPZを越えて被害を被る可能性は全道域で起こり得るといふふうに考えたほうが良いと思います。

このことをよく道民に説明し、再稼働に対する意見を聞いて、知事判断の要素とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木知事 道民の皆様への説明などについてであります。道としては、原発については、その安全性や必要性について、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様との理解と信頼を得ていくことが重要であると考えており、岩手4町村及び後志管内で開催している住民説明会において、UPZ外を含む緊急事態の防護措置についても記載された「泊地域の緊急時対応」を配付し、内閣府から説明をしているところでございます。

さらに、説明会の開催結果や資料等については、道のホームページに掲載し、広く周知するとともに、一部の会場の説明について、インターネットの動画サイトでのライブ配信やアーカイブ配信を行い、広く道民の皆様にご覧いただくことができるよう準備を進めているところでございます。

私としては、説明会など様々な機会を通じて把握した道民の皆様の声や、道議会、関係自治体の御意見などを踏まえ、泊発電所の再稼働について総合的に判断してまいります。

○真下紀子委員 内閣府は、そこまで被害が広がるということをちゃんと説明していないですよ。

UPZ圏内あるいは圏外まで放射性物質が飛散する事故に対して、そうなった場合、被災地域となる北海道の経済的な被害の影響について、知事は、試算したり、道民に説明したことはあったのでしょうか。

○鈴木知事 原子力災害による経済的な影響についてであります。道では、泊発電所において原子力災害が発生した場合の経済的な影響についての試算等は行っていません。

万が一、事故が発生した場合においては、国が、関係法令に基づき、責任を持って対処することとしており、また、原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する法律において、事故の過失、無過失にかかわらず、無制限の賠償責任を負うこととされています。

○真下紀子委員 被災地となるのは北海道なのです。UPZ圏外にも及ぶ万一の事故による被災というのは、北海道で起きるわけです。

知事は、被害の影響の試算もせず、説明することを拒んでいるわけですが、道知事として無責任過ぎるとお考えになりませんか。

○鈴木知事 原子力災害による影響などについてであります。原発については、その安全性や必要性について、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様との理解と信頼を得ていくことが重要であると考えています。

その上で、道としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、その一層の充実を図りながら、道民の皆様への安全、安心の確保に努めてまいります。

○真下紀子委員 そうしますと、知事は、UPZ圏内のみならず、それより広い範囲で被災し

て、そして、防護措置を求められるような事態を想定しながら、知事の同意判断というのは、そうした方々からの意見を聞かないで決めるということですか。

○鈴木知事 泊発電所の再稼働についてであります。暮らしと経済の基盤である電力は、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としつつ、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう多様な構成とすることが重要であると考えております。

こうした考えの下、私といたしましては、泊発電所の再稼働について、関係自治体や道民の皆様の意見の把握に努めるとともに、道民の代表である道議会での御議論などを踏まえ、総合的に判断してまいる考えでございます。

○真下紀子委員 一たび苛酷事故が起きれば、自然も、そして経済も暮らしも壊されてしまうのですよね。その自覚を持って判断すべきではないですか。

○鈴木知事 泊発電所の再稼働についてでございますが、私といたしましては、泊発電所の再稼働につきましては、関係自治体や道民の皆様の意見の把握に努めるとともに、道民の代表である道議会での御議論などを踏まえ、総合的に判断をしてまいる考えでございます。

○真下紀子委員 いつまでも危険な原発と共存することはしないと判断すべきだと思います。そのことを道議会の一員として知事に申し上げておきます。

次に、宿泊税の徴税等についてです。

第2回定例会予算特別委員会の知事総括質疑におきまして、知事は、定率制を採用している市町村の事業者の方々においても宿泊者名簿により宿泊者数を把握している、こう断言をされました。ところが、各部審査を通じて、実際には把握し切れていない実態が明らかとなりました。

各部は、制度上、宿泊者数を把握することは可能と述べている中、知事は、どこの部署からどのように事実確認の説明を受けた上で、なぜ宿泊者数を把握していると断言したのでしょうか。

不正確な答弁なら訂正すべきではありませんか。

○鈴木知事 宿泊者数の確認についてであります。旅館業法及び住宅宿泊事業法では宿泊業者に宿泊者名簿を備えることを義務づけており、当該制度上、宿泊者数を把握することは可能であるという考えに基づき、答弁申し上げたものでございます。

なお、いずれの場合においても、名簿が整備されていない場合には改善指導の対象となるところでございます。

○真下紀子委員 把握は可能だという認識なのに、なぜ把握していると答えたのでしょうか。観光局は、正確に把握しているとまで答弁をしております。把握している事実を確認した、その確認行為というのはあったのですか。改善指導を調べましたか。

○鈴木知事 宿泊者数の確認についてであります。旅館業法及び住宅宿泊事業法では宿泊業者に宿泊者名簿を備えることを義務づけており、当該制度上、宿泊者数を把握することは可能であるという考えに基づき、答弁申し上げたものでございます。

○真下紀子委員 いや、把握していることを確認したのか、その行為はあったのかと聞いているので、答えさせてもらえますか、委員長。

○太田憲之委員長 理事者側に申し上げます。

ただいまの真下委員の質問における確認事項の点について、質問の趣旨に沿って的確かつ簡潔に答弁されるようお願いをいたします。

○鈴木知事 宿泊者数の確認についてでありますけれども、旅館業法及び住宅宿泊事業法では宿泊事業者に宿泊者名簿を備えることを義務づけており、当該制度上、宿泊者数を把握することは可能であるという考えに基づき、答弁申し上げたものであり、道としては、立入検査により、名簿が整備されていない場合には改善指導の対象になるところでございます。

○真下紀子委員 制度説明しかできないのだと思うのですが、知事の言葉というのは重いのですよ。新たな税負担を課するということに、事実誤認に基づいて答弁するようなことはあってはならないと申し上げておきます。

それで、各部審査で、一部民泊や、いわゆるラブホテルなどの事業形態では、宿泊者名簿が記載されるとは限らない実態があることを指摘しました。また、保健所の立入検査は、全施設では行われていないのですよ。できていません。

今回指摘した問題は、税の公平性の根幹に関わるものであります。今回の指摘を受けて、宿泊事業者の実態調査を行うとともに、経済部で行っているシステム改修補助事業等を活用して、宿泊人数を把握するなどの対応方法を検討すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木知事 宿泊人数の把握などについてであります。宿泊税は、宿泊者の方々が支払った税を特別徴収義務者が集計した上で申告、納入する制度であり、宿泊施設の営業形態にかかわらず、宿泊者名簿や、条例で記載を義務づけている宿泊者数及び宿泊税額等を記載、保存した帳簿、帳簿の裏づけとなる売上傳票、その他の書類により人数を把握していただくこととなります。

また、旅館業法及び住宅宿泊事業法においては、都道府県知事は法律の施行に必要な限度において施設に立入検査等ができることとされ、道では、いずれの法令においても立入検査を実施しているところであり、法の遵守について必要な指導を行ってまいります。

○真下紀子委員 だから、知事に確認したのですけれども、昨年度において道立保健所が行った宿泊事業者に対する立入検査というのは、対象の18%にすぎないのですよ。だから、把握しているということにはならないわけですね。このことは、ぜひ分かっていただきたい。

それで、道立保健所が道内各保健所の職員で立入検査を行うのに対して、宿泊税は札幌道税事務所1か所に集約をして、約4000の特別徴収義務者に対して税務調査を行うこととしています。

これは、全道域の調査を実施するというを想定していなかったのじゃないですか。

○鈴木知事 税務調査についてであります。宿泊税制度の運用を適正に行うためには、賦課徴収事務を適切に執行できる体制をつくるとともに、効果的、効率的な事務運営を行うことが重要です。

このため、窓口一元化による特別徴収義務者の利便性の向上や、賦課徴収に係る情報管理の一元化を図ることとし、全道への税務調査を含め、宿泊税に係る課税事務を札幌道税事務所に集約

することとしたところであります。

今後、税務調査の対象や方法について検討を進め、公平公正かつ適正な税務業務の執行に努めてまいります。

○真下紀子委員 正確に宿泊者数をなかなか把握できないと。そうしますと、やっぱり、税務調査が肝になってくるわけですね。

税務調査は、宿泊者数などを記載した条例に基づく帳簿と、提出をされている納入申告書を突合させて、そごがないか確認すると総務部は答弁しておりましたが、その調査は必要に応じて行うとしております。今の体制でできるかどうかということは疑問なのですけれども、この調査が行われなければ正確な数字というのは分からない仕組みになっているのです。

申告当初から、申告した税額の根拠となる資料の提出というのは義務づけたほうがいいのじゃないでしょうか。

○鈴木知事 申告税額の根拠資料についてであります。宿泊税は、特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々がその税額を算定するために必要な資料を持ち、これに基づいて適正な申告を行う申告納税制度であり、事業者の方々や課税事務の負担などを考慮し、申告納税制度を採用している他の税目と同様に、申告する際に申告税額の担保となる資料の提出を求めています。

この制度を担保するため、特別徴収義務者は、条例により義務づけている帳簿等を保存しなければならないこととし、これに違反した事業者に対しては罰則を科すなど、当該帳簿などに基づく適正な申告を求めることとしているところでございます。

道としては、必要に応じて、特別徴収義務者に対して、帳簿や保存書類に基づき、申告内容を確認する調査を行うことによって適正な税収の確保や税負担の公平性を図ってまいります。

○真下紀子委員 この必要に応じた税務調査というのがどのくらい行われるかということで、この税制度の確度が決まってくるのだと思うのですね。参考とした循環資源利用促進税では、税額を決める処分量を第三者のマニフェストによって証明できる仕組みが取られている一方で、宿泊税では同様の仕組みがありません。それで、税務調査で調べるしかないわけですね。しかし、その体制も、申告税額の担保となる書類確認も、どちらも脆弱となっております。新税として出発するにはあまりに精度を欠いているのではないかと考えます。

今後、具体化されると言われるその税務調査は、対象を広くして、そして、税務調査方法というのは厳格に行うべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木知事 税務調査についてであります。今後、税務調査の対象や方法について検討を進め、公平公正かつ適正な税務業務の執行に努めてまいります。考えでございませぬ。

○真下紀子委員 広く厳格に行っていただきたいと思っております。

次に、北海道観光機構など業界7団体が、北海道宿泊税導入に向けた要望を行いました。この要望の中に、従来の総花的なひもつきの予算執行では適切な観光振興とはなりにくく、過去には時期を逸した施策も多く散見されましたとありますけれども、知事も同じ考えでしょうか。

○鈴木知事 機構等からの要望についてであります。令和7年度予算における機構負担金事業

の立案においては、観光機構が主要テーマごとの部会を組織内に設置し、観光機構と道が連携し意見交換を行いながら、道として具体の予算措置について検討を行ったものであり、私としては、観光機構との丁寧な議論を基に整理したものと認識しています。

道としては、今後、予算の執行においても、観光機構と意思疎通を十分図りながら、適切かつ効果的な事業展開となるよう引き続き努めてまいります。

○真下紀子委員 知事の答弁のとおり、綿密にやってきているのですよね。

観光機構は、道との共同事業として、観光機構負担金事業を2008年度から実施しております。

今年度の観光局予算計上額は約16億9400万円、うち、機構負担金事業は約15億9800万円、実に94%もの観光予算は、道と観光機構とが一体で進めている負担金事業になっています。

機構自らが道に予算要望を行い、道と共に綿密に進めてきた事業を総花的と評して、より機動的で柔軟な予算執行を要望するとは、自らの責任を棚に上げて、天に唾するようなものでありませんか。知事は、そう受け止めませんでしたか。

○鈴木知事 機構などからの要望についてであります。令和7年度予算における機構負担金事業の立案においては、観光機構と道が連携し意見交換を行いながら、道として具体の予算措置について検討を行ったものであり、私としては、観光機構との丁寧な議論を基に整理したものと認識しています。

道としては、今後も引き続き、観光機構と意思疎通を十分図ってまいります。

○真下紀子委員 機構の批判は心外だと言っていたかかったですね。

各部審査で、機構の要望にある相当額の災害積立金について、特定目的税の原則から大きく逸脱するのではないかと指摘をしました。経済部は、風評被害対策への充当を想定しているということなのですが、なぜ、半年前になって今なお具体的な使途が決まっていないのでしょうか。災害時の不測の事態が発生しない限り、基金が充当されることはなくて、積み上げられていくのか。使途の柱として災害対策を掲げているが、今なお使途が定まっていないこと自体、この宿泊税の必要性が揺らいでいるのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○鈴木知事 危機対応力の強化についてであります。道としては、有識者懇談会での御議論や地域説明会における御意見などを踏まえ、突発的な自然災害や感染症など、発災時には様々な産業に影響が及ぶと想定される中、観光についても、需要消失など大きな影響を与える危機事案に関し、観光客の安全確保のための対策、正確な情報発信による風評被害対策、被害の最小化に向けた対策などの観光危機対策を緊急的かつ的確に実施していくことが重要と認識しています。

道では、今後、道議会での御議論をはじめ、市町村や事業者の方々など、関係の皆様御意見も伺いながら、積み上げの是非や金額、取崩しなどの在り方について検討してまいります。

○太田憲之委員長 真下委員に申し上げます。

通告時間は残り僅かとなっておりますので、質問は簡潔にまとめてするようよろしくお願いいたします。

○真下紀子委員 ありがとうございます。

この基金は、危機対応のために積み上げたと言いつつ、災害時の道民の命と財産を守ることに使わないことになっていきます。災害時に苦しむ道民には目もくれず、旅行需要の減少、旅行事業者の収入減に充当され、観光振興に特化した用途として使われるということになっていきますけれども、これではとても災害対策とは言えないと思いますので、私は反対だということを強く表明して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○太田憲之委員長 以上で真下委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

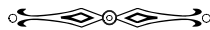
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田憲之委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時45分休憩



午後4時47分開議

○太田憲之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を行いました結果、議案第1号ないし第3号につきましては、いずれも原案のとおり決すべきとの結論を得た次第でありますので、御報告申し上げます。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田憲之委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし第3号は、いずれも原案可決と決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田憲之委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○太田憲之委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、9月24日に設置以来、令和7年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、広田副委員長、浅野、佐藤(禎)両分科委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものでありまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって閉会いたします。(拍手)

午後4時49分閉会